

平成20年度

# 当社発電設備に係る 再発防止対策の取り組みについて

平成21年4月27日



東京電力株式会社

# 目 次

---

- 1 . 目的
  - 2 . 検討体制
  - 3 . 平成20年度 行動計画
  - 4 . 再発防止対策の実施状況と検証結果
  - 5 . 今後の取り組み（平成21年度 行動計画）
- < 別添資料 >
- 1 . 全社的な再発防止対策の検証結果一覧
  - 2 . 水力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧
  - 3 . 火力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧
  - 4 . 原子力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧
- < 別冊 >
- 1 . 全社的な再発防止対策の個別評価
  - 2 . 水力発電設備に関する再発防止対策の個別評価
  - 3 . 火力発電設備に関する再発防止対策の個別評価
  - 4 . 原子力発電設備に関する再発防止対策の個別評価

# 1 . 目 的

当社は、平成18年11月以降、当社発電設備においてデータ改ざんや手続き不備等の不適切事案が明らかになったことに対する強い反省に立ち、これまで再発防止対策として取り組んできた「しない風土」と「させない仕組み」を充実・徹底させるとともに、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める取り組みとして「言い出す仕組み」を構築し、各方策を改善しつつ、継続的に推進している。

本内容は、平成20年度の行動計画に基づき、この一年間に推進してきた再発防止対策について、実施状況、効果の検証結果、および平成21年度の行動計画をまとめたものである。

## 2 . 検討体制

不適切事案に対する調査、再発防止対策の検討等を横断的かつ網羅的に推進するため、常設のリスク管理委員会の下に「発電対策部会」「再発防止策検討部会」を設置。併せて、発電対策部会の下に水力・火力・原子力の各検討会を設置。引き続き再発防止対策の定着と水平展開をはかるため、平成20年度も部会を継続。

リスク管理委員会（委員長：清水 社長）

発電設備における法令手続きおよび  
検査・計測記録等適正化対策部会  
（発電対策部会）  
部会長：白川 副社長

法令手続き等の不適切事例に対する  
再発防止策検討部会  
（再発防止策検討部会）  
部会長：白川 副社長

水力発電設備における法令手続きおよび  
検査・計測記録等適正化対策検討会  
（水力検討会） 主査：山口 常務

火力発電設備における法令手続きおよび  
検査・計測記録等適正化対策検討会  
（火力検討会） 主査：山口 常務

原子力発電設備における法令手続きおよ  
び検査・計測記録等適正化対策検討会  
（原子力検討会）主査：相澤 常務

平成21年3月現在

## 2.1. 発電対策部会

水力、火力、原子力などの発電設備に関するデータ改ざん、手続き不備などの有無を点検し、有の場合にはその原因究明、再発防止対策を検討。

### 発電設備における法令手続きおよび検査・計測記録等適正化対策部会（発電対策部会） 構 成 員

- < 部会長 > 白川副社長
- < 副部会長 > 武黒副社長、鼓副社長、山口常務、西澤常務、相澤常務
- < メンバー > 企画部長、技術部長、環境部長、広報部長、関連事業部長、総務部長、  
労務人事部長、用地部長、工務部長、火力部長、建設部長、  
原子力運営管理部長、品質・安全監査部長、原子力品質監査部長
- < アドバザ - > 弁護士

平成21年3月現在

### 部会の活動状況

【開催実績】 2回（第19回～第20回）

- 【主な議題】 ・ 水利使用に係わる水力発電設備の適切性に関する報告等について
- ・ 塩原発電所申請期間延長について

## 2.2. 再発防止策検討部会

一連のデータ改ざんや手続き不備が明らかになる等の事態を踏まえ、全社的な再発防止対策の策定を含む対応等について審議。

### 法令手続き等の不適切事例に対する再発防止策検討部会（再発防止策検討部会） 構 成 員

- < 部会長 > 白川副社長
- < 副部会長 > 武黒副社長、鼓副社長、山崎常務、西澤常務、相澤常務
- < メンバー > 企画部長、技術部長、環境部長、広報部長、関連事業部長、総務部長、  
労務人事部長、用地部長、工務部長、火力部長、建設部長、  
原子力品質・安全部長、品質・安全監査部長、原子力品質監査部長
- < オブザーバー > 弁護士 他

平成21年3月現在

### 部会の活動状況

【開催実績】5回（第12回～第16回）

- 【主な議題】
- ・再発防止対策に関する取り組み方針について
  - ・再発防止対策の実施状況について
  - ・業務の点検月間の実施状況について

## 3 . 平成20年度 行動計画

### 3.1. 取り組み方針

平成19年度の再発防止対策の検証により確認された課題および社外の方々<sup>(注)</sup>から頂いたご意見等を踏まえ、今年度の取り組み方針を以下のとおり設定。

#### 取り組み方針

- 再発防止対策の実施状況および実効性を確認した結果、明らかになった課題を継続的に改善。
- 部門横断・水平展開、全社員への徹底、継続的な取り組みという観点から、平成20年度も再発防止策検討部会の活動を実施。
- 社外の方々のご意見についても、可能な限り再発防止対策に反映。
- 今後も継続して取り組む課題については、可能な限り日常業務に反映。

(注) ・平成19年12月21日 原子力安全・品質保証会議  
・平成20年2月26日 企業倫理委員会  
・上記会議におけるご意見については、平成19年度の取り組みを参照。

## 3.2. 全社行動計画

### 意識面(しない風土)の対策

- 企業倫理定着活動の充実
- 人材交流の推進

### 仕組み面(させない仕組み)の対策

- 規程・マニュアルの継続的な改善
- 内部監査の継続的な実施
- 情報共有・水平展開活動の充実(新規)

### 仕組み面(言い出す仕組み)の対策

- 立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの定着
- 業務の集中見直しの継続実施
- 不具合管理の仕組みの定着
- 店所サポートの継続実施
- 法務室による店所サポートの継続実施
- 社外関係各所とのコミュニケーションの強化(新規)



(注) 赤字：平成20年度の新規項目、その他は平成19年度からの継続実施項目

## 4 . 再発防止対策の実施状況と検証結果

### 4.1. 再発防止対策の効果検証方法

再発防止対策の効果検証にあたっては、実施状況の確認、実効性の評価、監査による評価を行い、その結果を踏まえ、総合的に評価。

#### 実施状況の確認方法

➤ 主に制度の構築状況および運用状況の観点から実施部署が評価

#### 実効性の評価方法

➤ 主に以下の方法により、実施部署が可能な限り定量的に評価

- 社員意識調査（平成21年2月2日～13日 実施、参考1）
  - ・ 全社員を対象に、企業倫理に関する意識・実践度合いや再発防止対策の効果・理解度等についてアンケート調査
  - ・ 調査結果はプラス評価<sup>(注)</sup>の割合、前回との比較により評価
- 部門アンケート、参加者アンケート
  - ・ 特定部門及び研修受講者等を対象としたアンケート結果評価
- 実施結果
  - ・ 実施件数、改善実施率などの活動実績で評価
- セルフアセスメント
  - ・ 関係者へのヒアリング結果等をもとに評価

#### 監査による評価

➤ 内部監査部門が各再発防止対策の検討・展開状況等を監査することにより、対策の実施状況および実効性を評価

(注) 例：良好な状態かどうかを問う設問で「思う」「まあ思う」「どちらともいえない」「あまり思わない」「思わない」の5段階の選択肢のうち、「思う」「まあ思う」の割合

## 4.1. 再発防止対策の効果検証方法

実施部署が行う実施状況確認、実効性評価の結果に加え、内部監査部門による監査結果を踏まえ、再発防止対策の効果を経合的に評価。

評価結果については、社外有識者のご意見等（参考2）を反映しつつ、再発防止策検討部会および経営会議での審議を経て決定。

### < 評価項目と評価区分 >

評価項目	評価区分
実施状況の確認	完了 / 一部を除き完了 / 未完了（次年度へ継続）
実効性の評価方法	有効 / 有効だが一部に課題あり / 有効性に疑問 / 現段階では判断できず
監査による評価	有効 / 有効だが一部に課題あり / 有効性に疑問 / 現段階では判断できず
総合評価	A：実効性評価および監査の結果、実施状況・実効性とも目標達成 B：実効性評価および監査の結果、実施状況・実効性の一部に課題 C：実効性評価および監査の結果、実施状況・実効性が大きく目標未達

各再発防止対策の評価結果については、資料1～4、別冊1～4を参照。

## 4.2. 全社的な対策の実施状況と検証結果

### 意識面(しない風土)の対策：2方策、5項目

方策	実施状況	詳細(別冊1)
企業倫理定着活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>「企業倫理遵守に関する行動基準」を活用した研修を実施</li> <li>不適切事案を題材としたケーススタディ等の研修ツールを充実</li> <li>特別管理職、技術系社員への倫理研修を実施</li> </ul>	-1-(1)~(4)
人材交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年7月の定期異動等に併せ、45名の交流異動を実施</li> </ul>	-2

### 評価結果

A評価：5項目 B評価：0項目 C評価：0項目

- <実施状況評価> 全ての方策について、平成20年度中に実施完了
- <実効性評価> 社員意識調査等により、全ての方策の有効性を確認
- <監査結果> 全ての方策の実施状況、実効性について確認し有効と評価
- <総合評価>
  - ・実施状況に課題はなく、実効性評価、監査の面からも有効性を確認
  - ・社員の企業倫理に対する意識が向上していることを確認
  - ・引き続き、企業倫理意識の維持・向上をはかる

## 4.2. 全社的な対策の実施状況と検証結果

### 仕組み面(させない仕組み)の対策：3方策、6項目

方 策	実施状況	詳細(別冊1)
規程・マニュアルの継続的な改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>レビューを実施し、制改定計画を策定した上で、約1,900の規程・マニュアルを制改定</li> <li>併せて「疑義・改善要望システム」利用活性化のための周知活動を実施</li> </ul>	-1-(1)~(2)
内部監査の継続的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査により、再発防止対策の実施状況および効果を確認</li> </ul>	-2-(1)~(2)
情報共有・水平展開活動の充実(新規)	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電対策部会、再発防止策検討部会等を通じ、事案の水平展開と部門横断の検討を推進</li> <li>「保安活動水平展開の広場」の周知活動を実施するとともに、掲載内容の充実・水平展開を実施</li> </ul>	-3-(1)~(2)

#### 評価結果

A評価：6項目 B評価：0項目 C評価：0項目

- <実施状況評価> 全ての方策について、平成20年度中に実施完了
- <実効性評価> 全ての方策の有効性を確認
- <監査結果> 全ての方策の実施状況、実効性について確認し有効と評価
- <総合評価>
  - ・実施状況に課題はなく、実効性評価、監査の面からも有効性を確認
  - ・引き続き、規程・マニュアルの改善と内部監査は日常業務の中で継続
  - ・情報共有・水平展開活動については、今後も一層の充実をはかるため保安活動に有効な事例等も対象に、実効性の高い実施方法に改善しつつ、平成21年度も継続して実施

## 4.2. 全社的な対策の実施状況と検証結果

### 仕組み面(言い出す仕組み)の対策：6方策、13項目

方 策	実施状況	詳細(別冊1)
立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの定着 (原子力部門)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成19年11月作成の「基本的行動規範」をもとにケーススタディを作成し、各所でグループ討議を実施</li> <li>● 「地域の声委員会」を継続実施し、地域の声の分析、改善策の立案等を実施</li> </ul>	-1-(1)~(2)
業務の集中見直しの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法令・社内規定等に対する不備などを全社大で集中的に見直す「業務の点検月間」を継続実施</li> <li>● 今年度討議件数：約6,400件(昨年度比：約800件増)</li> <li>● 討議結果は再発防止策検討部会へ報告し審議</li> </ul>	-2
不具合管理の仕組みの定着	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 店所巡回や各種会議体を通じ「不具合管理の仕組み」を定着させるとともに、登録事案へのフォローを実施</li> <li>● 原子力部門は、ニューシアへの登録を引き続き実施</li> </ul>	-3-(1) ~
店所サポートの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 店所巡回による意見交換や課題のフォローを実施</li> <li>● 企業倫理相談窓口への連絡方法や相談者保護について研修や会議の場にて周知</li> </ul>	-4-(1)~(2)

(次ページへ続く)

## 4.2. 全社的な対策の実施状況と検証結果

方 策	実施状況	詳細(別冊1)
法務室による店所サポートの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年7月設置の法務室により、法律相談受付ライン、出前法律相談の実施並びに法律関係手引き書の充実などの方策を実施</li> </ul>	-5
社外関係各所とのコミュニケーションの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力安全・保安院、各産業保安監督部をはじめ、社外関係各所とのコミュニケーション活動や定期的な意見交換を積極的に実施</li> </ul>	-6-(1)~(3)

### 評価結果

A評価：13項目 B評価：0項目 C評価：0項目

- <実施状況評価> 全ての方策について、平成20年度中に実施完了
- <実効性評価> 全ての方策の有効性を確認
- <監査結果> 全ての方策の実施状況、実効性について確認し有効と評価
- <総合評価>
  - ・実施状況に課題はなく、実効性評価、監査の面からも有効性を確認
  - ・立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みや店所サポート活動、社外関係各所とのコミュニケーション活動については、日常業務の中で引き続き実施
  - ・業務の点検月間については、より一層有効な討議となるよう実施時期や周知活動などを改善しつつ、平成21年度も継続実施
  - ・不具合管理の仕組みについては、平成21年度、更なる活用を行い、登録事案の内容や対応状況など情報共有・水平展開の充実をはかる

## 4.2. 全社的な対策の実施状況と検証結果

---

### 全体評価

全社的な再発防止対策 24 項目は、全て「A 評価」であり、実施状況および実効性の面で大きな課題のあったものはなく、方策の有効性を確認することができた。

## 4.3. 各発電設備の対策の実施状況と検証結果

---

水力、火力、原子力設備に関する個別の再発防止対策の実施状況及び効果検証の結果の詳細については、資料 2 ~ 4、別冊 2 ~ 4 の通り。

- 資料 2 : 水力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧 (別冊 2 : 個別評価)
- 資料 3 : 火力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧 (別冊 3 : 個別評価)
- 資料 4 : 原子力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧 (別冊 4 : 個別評価)

## 5 . 今後の取り組み（平成21年度 行動計画）

### 5.1. 今後の取り組み方針

再発防止に対する社員の意識・行動や仕組みについては、概ね定着してきていることから、各再発防止対策を着実に日常業務に落とし込み、定着させる。

「不適切な行為が会社の存続を危うくする」という危機意識の持続と、部門を横断した一層の水平展開に重点をおいた活動を展開。

日常業務への定着、危機意識の持続、部門横断の水平展開の推進のため、平成21年度も再発防止に関する部会を継続。

社外の方々のご意見や、より客観的な視点を、可能な限り再発防止対策に反映していく。

- 平成18年11月の発電設備に係わる不適切事案発生以降、再発防止活動も3年目を迎えることから、活動の原点に立ち返り、今後も社員一人ひとりが、再発防止に対する高い意識を持続するための活動を推進。
- これまで構築した「不具合を管理する仕組み」や「水平展開する仕組み」を一層活用し、不適切事案の抽出と対応策の立案、保安活動に有効な事例の水平展開を重点的に実施。

## 5.2. 平成21年度 行動計画

	方 策	行動計画
しない風土	企業倫理定着活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行動基準を用いた企業倫理研修の継続</li> <li>● 研修ツール等の更なる充実</li> <li>● 特別管理職研修、技術者倫理研修の継続</li> </ul>
	人材交流の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部門間・事業所間人材交流の継続</li> </ul>
	危機意識を持続するための活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営層からのメッセージ発信</li> <li>● 再発防止活動の原点に立ち返る資料の作成・配布</li> <li>● 経営層の事業所訪問に併せたコミュニケーション活動の展開</li> </ul>
させない仕組み	規程・マニュアルの継続的な改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>● レビューの実施や「疑義・改善要望システム」の活用による、規程・マニュアルの継続的な改善</li> <li>● 規程・マニュアル遵守意識向上のための活動の継続</li> </ul>
	内部監査の継続的な実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部監査などによる再発防止対策の実施状況および効果の確認を継続</li> </ul>
	情報共有・水平展開活動の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再発防止策検討部会を活用した情報共有、部門を横断した検討の推進</li> <li>● 「保安活動水平展開の広場」等を活用しつつ、更なる水平展開をはかる</li> </ul>

(注) 赤字：平成21年度の重点実施項目

(次ページへ続く)

## 5.2. 平成21年度 行動計画

方 策	行 動 計 画	
言い出す仕組み	立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「行動規範」の周知活動の継続</li> <li>● 地域の声委員会の継続開催</li> </ul>
	業務の集中的見直しの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「業務の点検月間」の継続実施（実施時期・方法等も改善）</li> </ul>
	不具合管理の仕組みの更なる活用・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不具合管理の仕組みの定着活動の継続実施</li> <li>● 不具合管理の仕組みを活用した、更なる水平展開と着実な日常業務への定着を実施</li> </ul>
	店所サポートの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 店所巡回サポートの継続</li> <li>● 企業倫理研修等の機会を捉え、相談窓口への連絡方法や相談者保護について周知活動の継続</li> </ul>
	法務室による店所サポートの継続実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出前法律相談、ヘルプライン等の継続実施</li> </ul>
	社外関係各所とのコミュニケーションの強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係会社、協力会社など社外関係各所との積極的な情報共有</li> <li>● 産業保安監督部など社外関係各所への積極的な情報提供</li> </ul>

(注) 赤字：平成21年度の重点実施項目

(以 上)

## 調査概要

実施時期：平成21年2月2日～2月13日

質問数：27問（企業倫理全般に関する調査16問、各種再発防止対策に関する調査11問）

回答者数：約30,300人（回答率：約85%）

## 企業倫理全般に関する意識調査

項目	設問	プラス評価	
		今回	前回
職場の安全意識	Q 1 職場における安全意識の浸透度合い	95%	95%
	Q 2 職場における安全確保のための活動の実践度合い	93%	92%
個人の企業倫理	Q 3 行動基準の意識度合い	98%	98%
	Q 4 行動基準の実践度合い	94%	78%
	Q 5 危機意識を持った業務の遂行度合い	97%	-
職場の企業倫理	Q 6 職場における「ルール遵守」の実践度合い	98%	97%
	Q 7 職場における「誠実な行動」の実践度合い	94%	93%
	Q 8 職場における危機意識を持った業務の遂行度合い	95%	-
倫理違反への対処	Q 9 倫理違反を知った場合の上司等への相談の可否	93%	90%
	Q 10 上司による企業倫理違反指示への服従の可否	78%	63%
具体的施策の効果	Q 11 企業倫理研修による倫理観の維持・向上の度合い	90%	85%

（次ページへ続く）

項目	設問	プラス評価	
		今回	前回
不祥事の温床	Q 1 2 職場における不祥事の温床の有無	69%	46%
何でも言える職場	Q 1 3 仕事への疑問を感じたり、法令解釈等の問題に気づいた際の所管箇所への確認の有無	89%	85%
	Q 1 4 職場の業務上の悩み等の相談をサポートする仕組みの充実度	66%	55%
	Q 1 5 関係会社等とのコミュニケーション実践度合い	88%	85%
	Q 1 6 「何でも言える職場」の進展度合い	82%	77%

## 各再発防止対策の効果に関する調査

項目	設問	プラス評価	
		今回	前回

### ・意識面（しない風土）の対策

部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実

Q 1 7 仕事の基本の徹底に関する eラーニングの理解度	96%	97%
Q 1 8 技術者倫理に関する eラーニングの理解度	97%	97%
Q 1 9 研修による特管職の役割の再認識度	99%	99%
Q 2 0 事例（ケーススタディ・他社不祥事事例）等の理解度	97%	95%

項目	設問	プラス評価	
		今回	前回
. 仕組み面（させない仕組み）の対策			
規程・マニュアルの充実			
	Q 2 1 必要なルールの制定の有無	92%	85%
	Q 2 2 不合理なルールの有無	68%	50%
. 仕組み面（言い出す仕組み）の対策			
業務の点検月間設置などによる業務の集中的見直しの実施			
	Q 2 3 業務の点検月間の実施方法の評価	83%	69%
	Q 2 4 点検月間の効果に関する評価	79%	69%
業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化			
	Q 2 5 相談窓口への連絡方法の認知度	83%	80%
	Q 2 6 相談窓口の相談者保護原則の認知度	90%	88%
第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化			
	Q 2 7 法務室設置による法令等の疑問解決サポートの進展度	69%	61%

(注) プラス評価は、例えば、良好な状態かどうかを問う設問で「思う」「まあ思う」「どちらともいえない」「あまり思わない」「思わない」の5段階の選択肢のうち、「思う」「まあ思う」と回答した割合。

上記では、全回答者のうち評価したものを対象とし、「わからない」と回答した者を除いている。

## 企業倫理委員会 社外委員からのご意見

日 時：平成21年2月27日 15時～17時

場 所：当社本店12階 1201会議室

社外委員：野崎 幸雄氏（弁護士）

梅津 光弘氏（慶應義塾大学商学部准教授）

三宅 なほみ氏（東京大学大学院教育学研究科教授）

## 主なご意見

- この6年の間、「しない風土」「させない仕組み」「言い出す仕組み」の構築に取り組んできた結果、これらが社員に深く浸透してきていると感じている。
- 業務の不合理的点については「言い出しても仕方ない」という雰囲気を払拭し、ぜひ言い出してほしい。
- 問題を言い出すだけでなく、「しない風土」「させない仕組み」を用いて、問題が発生する前に皆で解決するということを実践してほしい。

# 全社的な再発防止対策の検証結果一覧

資料 1

区分	方策	実施項目	実施状況評価結果	実効性評価結果	監査結果	総合評価	参考(別冊1)	
							No.	頁
I しない風土	1 企業倫理定着活動の充実	行動基準を用いた企業倫理研修の継続実施	完了	有効	有効	A	I-1-(1)	1
			平成21年度も継続して実施					
		研修ツールの充実	完了	有効	有効	A	I-1-(2)	2
			平成21年度も継続して実施					
	技術者倫理研修	完了	有効	有効	A	I-1-(3)	3	
		平成21年度も継続して実施						
	管理職研修の継続実施	完了	有効	有効	A	I-1-(4)	4	
		平成21年度も継続して実施						
2 人材交流の推進	部門間・事業所間人材交流を継続実施	完了	有効	有効	A	I-2	5	
		日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施						
II させない仕組み	1 規程・マニュアルの継続的な改善	レビューの実施や「疑義・改善要望システム」の活用等による、規程・マニュアルの継続的な改善	完了	有効	有効	A	II-1-(1)	6
			日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施					
		規程・マニュアル遵守意識向上のための活動の継続実施	完了	有効	有効	A	II-1-(2)	7
			日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施					
	2 内部監査の継続的な実施	内部監査などによる再発防止対策の実施状況および効果の確認	完了	有効	-	A	II-2-(1)	8
			日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施					
		内部監査などによる再発防止対策の実施状況および効果の確認(原子力部門)	完了	有効	-	A	II-2-(2)	9
			日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施					
	3 情報共有・水平展開活動の充実(新規)	発電対策部会、再発防止策検討部会を活用した情報共有、部門を横断した検討の推進	完了	有効	有効	A	II-3-(1)	10
			今後、全社的な一層の情報共有と水平展開の充実をはかるため、それらに重点をおいた実施方法に改善し、平成21年度も継続して実施					
保安活動水平展開の広場の周知活動の実施および内容の充実		完了	有効	有効	A	II-3-(2)	11	
		今後、部門を横断した更なる水平展開をはかり、保安活動を充実させるため、実施内容・方法を改善しつつ、平成21年度も継続して実施						

区分	方策	実施項目	実施状況 評価結果	実効性 評価結果	監査 結果	総合 評価	参考 (別冊1)		
			今後の取り組み				No.	頁	
Ⅲ 言い出す 仕組み	1 立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの定着	原子力部門における「行動規範」の周知活動の実施	完了	有効	有効	A	Ⅲ-1-(1)	12	
			日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施						
		地域の声委員会の継続開催	完了	有効	有効	A	Ⅲ-1-(2)	13	
			日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施						
	2 業務の集中見直しの継続実施	「業務の点検月間」の継続実施（実施時期、実施期間の見直しの検討）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-2	14	
	より一層、有効な討議が実施されるよう、実施時期の見直しや周知活動の実施などを改善しつつ、平成21年度も継続実施								
	3 不具合管理の仕組みの定着	不具合管理システムの定着活動の実施①（水力部門）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-3-(1)①	15	
			平成21年度も継続して実施。今後も、不具合を管理する仕組みを一層活用した水平展開の充実をはかる						
		不具合管理システムの定着活動の実施②（火力部門）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-3-(1)②	16	
		火力不具合管理システムの効果の検証の実施	平成21年度も継続して実施。今後も、不具合を管理する仕組みを一層活用した水平展開の充実をはかる						
	不具合管理システムの定着活動の実施③（原子力部門）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-3-(1)③	17		
		日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施							
	4 店所サポートの継続実施	火力・水力部門の店所巡回サポートの継続①（水力部門）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-4-(1)①	18	
			日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施						
		火力・水力部門の店所巡回サポートの継続②（火力部門）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-4-(1)②	19	
			日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施						
	企業倫研修等の機会を捉えた、相談窓口への連絡方法や相談者保護について周知活動の継続		完了	有効	有効	A	Ⅲ-4-(2)	20	
	平成21年度も継続して実施								
	5 法務室による店所サポートの継続実施			完了	有効	有効	A	Ⅲ-5	21
				日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施					
	6 社外関係各所とのコミュニケーションの強化（新規）	産業保安監督部等、社外関係各所への積極的な情報提供（1）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-6-(1)	22	
			日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施						
		産業保安監督部等、社外関係各所への積極的な情報提供（2）（水力部門）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-6-(2)	23	
			日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施						
産業保安監督部等、社外関係各所への積極的な情報提供（3）（火力部門）		完了	有効	有効	A	Ⅲ-6-(3)	24		
日常業務へ落とし込み、平成21年度も継続して実施									

# 水力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧

資料 2

区分	方策	実施項目	実施状況 評価結果	実効性 評価結果	監査 結果	総合 評価	参考 (別冊2)	
							No.	頁
Ⅰ しない 風土	1 企業倫理定着 活動の充実	行動基準を用いた企業倫理研修の 継続実施	完了	有効	有効	A	水力 Ⅰ-1-(1)	水1
			日常業務へ落とし込み、平成21年度 も継続して実施					
		不適切事例を題材としたケースメ ソッドの継続実施	完了	有効	有効	A	水力 Ⅰ-1-(2)	水2
			日常業務へ落とし込み、平成21年度 も継続して実施					
Ⅱ させない 仕組み	1 規程・マニユ アルの継続的 な改善	以下の技術的課題に関して、関係 当局との協議を継続  ・揚水発電所における流入量/放 流量、水位データの処理方法 ・渋沢ダム操作規程	一部を 除き 完了	有効	現段階 では 評価 できず	B	水力 Ⅱ-1-(1)	水3
			平成21年度も関係当局との協議を継 続実施					
		法令手続き・技術に関する研修の 実施	完了	有効	有効	A	水力 Ⅱ-1-(2)	水4
			日常業務へ落とし込み、平成21年度 も継続して実施					
Ⅲ 言い出す 仕組み	1 不具合管理の 仕組みの定着	不具合管理システムの定着活動の 実施①（水力部門）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-3-(1)①	15
			「全社的な防止対策の検証結果一覧 (資料1)」を参照					
	2 店所サポ ートの継続実施	火力・水力部門の店所巡回サポ ートの継続①-1 (水力部門)	完了	有効	有効	A	Ⅲ-4-(1)①	18
			「全社的な防止対策の検証結果一覧 (資料1)」を参照					
	3 社外関係各所 とのコミュニ ケーションの 強化(新規)	産業保安監督部等、社外関係各所 への積極的な情報提供(2)(水 力部門)	完了	有効	有効	A	水力 Ⅲ-2-(1)②	水5
			日常業務へ落とし込み、平成21年度 も継続して実施					
経産省指 示	1 技術基準適合命令(3)		完了	-	-	-	水力 N-1	水6
			(完了)					
2 水力分野の立入検査の実施(21)			完了	-	-	-	水力 N-2	水7
			(完了)					

(注) 経産省指示の方策における実施項目( )番号は、「経済産業省指示事項(30項目)に対する行動計画」の該当番号を記載

以上

# 火力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧

資料 3

区分	方策	実施項目	実施状況 評価結果	実効性 評価結果	監査 結果	総合 評価	参考 (別冊3)	
							No.	頁
Ⅰ しない 風土	1 企業倫理定着 活動の充実	火力部門技術者倫理研修の継続 実施	完了	有効	有効	A	火力 Ⅰ-1-(1)	火1
			日常業務へ落とし込み、平成21年度 も継続して実施					
		保安教育の継続実施	完了	有効	有効	A	火力 Ⅰ-1-(2)	火2
			日常業務へ落とし込み、平成21年度 も継続して実施					
	2 トップマネジメントによる意識付けの継続実施	完了	有効	有効	A	火力 Ⅰ-2	火3	
		日常業務へ落とし込み、平成21年度 も継続して実施						
Ⅱ させない 仕組み	1 ラインによるチェック機能を強化をするための 管理者研修の追加実施	完了	有効	有効	A	火力 Ⅱ-1	火4	
		日常業務へ落とし込み、平成21年度 も継続して実施						
Ⅲ 言い出す 仕組み	1 業務の集中見直しの継続実施（「業務総点検」の 継続実施）	完了	有効	有効	A	火力 Ⅲ-1	火5	
		実施方法を改善しつつ、平成21年度 も継続実施						
	2 不具合管理の 仕組みの定着	不具合管理システムの定着活動の 実施②（火力部門）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-3-(1)②	16
		火力不具合管理システムの効果検 証の実施	「全社的な防止対策の検証結果一覧 (資料1)」を参照					
	3 店所サポート の継続実施	火力・水力部門の店所巡回サポ ートの継続②（火力部門）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-4-(1)②	19
			「全社的な防止対策の検証結果一覧 (資料1)」を参照					
法令・技術サポートの継続		完了	有効	有効	A	火力 Ⅲ-3-(2)	火6	
		日常業務へ落とし込み、平成21年度 も継続して実施						
4 社外関係各所 とのコミュニ ケーションの 強化（新規）	産業保安監督部等、社外関係各所 への積極的な情報提供（3）（火 力部門）	完了	有効	有効	A	Ⅲ-6-(3)	24	
		「全社的な防止対策の検証結果一覧 (資料1)」を参照						

以上

# 原子力発電設備に関する再発防止対策の検証結果一覧

区分	方策・実施項目	実施状況評価結果	実効性評価結果	監査結果	総合評価	参考(別冊4)	
						No.	頁
I しない風土	1 企業協議会の活用	完了	有効	有効	A	原子力 I-1	原1
		今後の取り組み					
II させない仕組み	1 取放水温度管理データの公開 取放水温度差の管理方針及び公表方針の確立	完了	有効	有効	A	原子力 II-1	原2
		今後の取り組み					
	2 プロセス計算機からの海水温度補正項の削除	完了	有効	有効	A	原子力 II-2	原3
		(完了)					
	3 位置付け・管理方法が明確でないデータの洗い出し	完了	有効	有効	A	原子力 II-3	原4
(完了)							
4 制御棒自然引き抜けの防止 (制御棒駆動水系冷却水差圧高/低の警報分離)	一部を除き完了	有効 (一部判断 できず)	有効 (要監視)	B	原子力 II-4	原5	
	平成21年度も継続して実施 ・福島第一、第二では対策工事实施完了 ・柏崎刈羽(対象号機は1~5号機)では、起動までに実施予定						
(制御棒駆動水系冷却水の差圧が高くなった場合に制御棒駆動水系ポンプをトリップさせ差圧を下げるインターロックの新規採用)	平成21年度も継続して実施 ・福島第二2, 3号機では対策工事实施完了 ・福島第一・福島第二のその他のプラントでは各定期検査に合わせて対策工事实施予定 ・柏崎刈羽(対象号機は1~5号機)は、起動までに実施予定						
電事連大	1 組織風土評価の活用 日本原子力協会(JANTI)による組織風土評価を活用した改善策の検討・実施	一部を除き完了	現段階では判断できず	現段階では判断できず	B	原子力 F-1	原6
		平成21年度も継続して実施 ・平成20年度に福島第一・福島第二においてJANTIによる組織風土評価を受審 ・組織風土評価結果を活用した改善策の検討を実施中					

## 【参考】経済産業省指示項目（30項目）（原子力）の実績一覧

区分	方策・実施項目	実施状況評価結果	実効性評価結果	監査結果	総合評価	参考（別冊4）	
		今後の取り組み				No.	頁
経産省指示	1 直近の定期検査における特別な検査の実施（6）	国からの指導に基づき実施中	—	—	—	原子力N-1	原7
		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象3プラントのうち、福島第一3号機、福島第二4号機は完了</li> <li>柏崎刈羽1号機は新潟県中越沖地震のため中断中</li> </ul>					
	2 検査制度見直しの一部先行実施および充実（18）	完了	—	—	—	原子力N-2	原8
		（完了）					
	3 運転データ情報の監視（19）	国からの指導に基づき実施中	—	—	—	原子力N-3	原9
		<ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一においては、平成20年10月より運転データ情報（原子炉水位、圧力等）の伝送を開始済み</li> <li>福島第二・柏崎刈羽においては、平成21年4月より運転データ情報の伝送を開始予定</li> </ul>					

（注）経産省指示の方策における実施項目（ ）番号は、「経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画」の該当番号を記載

以 上

## 全社的な再発防止対策の個別評価

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	I 意識面（しない風土）の対策		実施部署	総務部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 （1）行動基準を用いた企業倫理研修の継続実施		実施対象	全社員
アクションプラン			実施状況評価結果 （実績）	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
○各職場において、行動基準を活用した日常の企業倫理定着活動を実施	随時	○行動基準を活用した、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動実績（時間/人）	○完了：行動基準を活用した、各種取り組みによる日常の企業倫理定着活動を実施 9.0時間/人 （平成20年4月～平成21年1月）、 平成19年度比 ▲2.7時間/人  →以下のような行動基準を活用した研修を行い、本対策の実施は完了  ・行動基準の読み合わせ等 3.1時間/人 ・グループ討議（eラーニング受講後の討議等） 2.5時間/人 ・職場の実態に応じた独自の取り組み（ケース・事例研修等） 2.1時間/人 ・ケース・メソッド他 1.3時間/人	評価 完了
実効性 評価方法	○全社員を対象としたアンケートにおいて、下記設問に関する回答結果が良好であることを確認する。 ・行動基準に関する意識度合い（Q3）	実効性 評価結果	○全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり。  ・行動基準の意識度合い（Q3） ：プラス評価が98%（前回と同値）  →行動基準の意識度合いはきわめて高い水準であることから、一定の効果が得られたと考えられる。	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、行動基準の意識度合いが高い水準であることから、有効であると評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認された。平成21年度も、その効果の維持・向上を図るべく、行動基準の定着につながる各種企業倫理定着活動を継続して実施していく。		総合 評価	A

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	総務部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (2) 研修ツールの充実	実施対象	全社員

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
①ケーススタディの作成 ※不適切行為を題材とし、法令等のルールや行動基準の理解を深める。	毎月 (目途)	○ケースの作成とイントラへの掲載	○完了：ケースの作成とイントラへの掲載 (24ケース) ＜ケース例＞・蒸気タービン性能検査における警報表示の改ざん ・取放水口海水温度差のデータ改ざん 等
②ケース・メソッドの作成 ※お客さま満足と安全最優先といったジレンマを起こさせるようなケースについて、倫理的思考訓練を行う。	半年毎	○ケースの作成とイントラへの掲載	○完了：ケースの作成とイントラへの掲載 (2ケース) ＜ケース例＞・通行止めを伴う工事実施の悩み ・請負工事現場での安全管理違反
③他社不祥事事例の作成 ※新聞等から他山の石となるような題材を用い、自らの行動を振り返る。	毎月 (目途)	○事例の作成とイントラへの掲載	○完了：事例の作成とイントラへの掲載 (23事例) ＜事例＞・再生紙偽装問題 ・消防用ホース強度不足 ・点検期限超過により欠航した飛行機 等
④eラーニングに関するグループ討議用ツールの作成 ※全社員編は、「仕事の目的の理解およびルールの適宜確認」、技術系社員編は、「安全安心の確保およびデータの適正な記録・管理の重要性」について、それぞれ討議させる。	6月	○eラーニングに関するグループ討議用ツールの配信	○完了：討議用ワークシートの作成とイントラへの掲載 (6/1)  (参考) ・ケース・事例研修：100% ・eラーニンググループ討議(全社員編)：100% ・eラーニンググループ討議(技術系社員編)：100%
		評価	完了

実効性 評価方法	○全社員を対象としたアンケートにおいて、下記設問に関する回答結果が良好であることを確認する。 ・部門・職場として遵守すべき事項の理解度 (Q20)  ・eラーニング (全社員編) の内容の理解度 (Q17) ・eラーニング (技術系社員編) の内容の理解度 (Q18)	実効性 評価結果	○全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり。 ・部門・職場として遵守すべき事項の理解度 (Q20)：プラス評価が97% (対前回+2ポイント) →研修で取り上げられたケース・事例について、遵守すべき事項の理解度がきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる。 ・eラーニング (全社員編) の内容の理解度 (Q17)：プラス評価が96% (対前回-1ポイント) ・eラーニング (技術系社員編) の内容の理解度 (Q18)：プラス評価が97% (前回と同値) →eラーニングの内容の理解度はきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる。	評価	有効
-------------	--	-------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、eラーニングの内容の理解度が高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認された。その効果の維持・向上を図るため、平成21年度も企業倫理研修で活用できる研修用ツールを作成していく。	総合評価	A
---------------------	---	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	総合研修センター 総務部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (3) 技術者倫理研修	実施対象	設備部門

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
① A級認定における技術者倫理研修の実施 ※講義「技術者が社会に与える影響」、グループ討議「六本木ヒルズ回転ドア」等、確認テスト「理解度チェック」	4/15~9/26	○技術者倫理研修の実施率（実施数）  ○平成20年度受講予定者の受講率	○完了：技術者倫理研修の実施率100% (15回/15回)  ○完了：平成20年度受講予定者の受講率99% (300人/301人)  →研修受講率はほぼ100%となり、予定していた15回の研修も9/26までに全て終了したことから、対策の実施は完了 未受講者については、平成21年度の研修を受講予定
② 技術系職場へ技術者倫理研修を展開するための映像教材作成 ※技術者の社会的影響と責任および技術者倫理を学ぶ必要性をポイントとして作成	9月	○映像教材の作成  ○各部・各事業所への配布（全企業倫理担当）	○完了：教材内容の作成（12月） I. 研修の背景 II. 技術者倫理 III. 技術者の社会的影響と責任 IV. 技術者倫理を学ぶ必要 V. 社会的影響を与えた事例（回転自動ドアに挟まれ事故） VI. 技術者の行動が評価された事例（スペースシャトルチャレンジャー号事故） VII. 倫理的問題（原子炉格納容器漏洩率検査に関する不正行為等）  ○完了：各事業所の企業倫理担当へ配布（1月） (計500枚)
			評価 完了

実効性評価方法	○研修受講後のアンケートにおいて、下記設問に関する回答結果が良好であることを確認する。  ① 技術者の行動が社会的に大きな影響を及ぼすことについての理解度 ② 「安全性確保」および「社会的感性」の重要性の理解度	実効性評価結果	○研修受講後のアンケートの回答結果は、以下のとおり。  ① 技術者の行動が社会的に大きな影響を及ぼすことについての理解度：プラス評価が99% ② 「安全性確保」および「社会的感性」の重要性の理解度：プラス評価が99%  →研修内容の理解度がきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考えられる。	評価	有効
---------	--	---------	--	----	----

監査結果	○技術者倫理研修が計画通り実施され、未受講者1名についても平成21年度研修での受講を予定していることから、完了しているものと判断する。 ○映像教材については作成が遅れたが、1月以降活用可能となっていることから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、研修内容の理解度が高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価及び今後の取組	○方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、その効果の維持・向上を図るために、平成21年度も技術・技能認定対象者への技術者倫理研修を継続して実施していく。また、技術者倫理に関する研修ツールを各職場で適宜活用していく。	総合評価	A
-------------	---	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	I 意識面（しない風土）の対策		実施部署	総務部	
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (4) 管理職研修の継続実施		実施対象	管理職	
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】			
○相談窓口案件をベースとした不適切事例を題材としたケースの作成	随時	○ケース作成とイントラへの掲載	○完了：ケースの作成とイントラへの掲載 (7事例)		
			(参考) ・特別管理職研修受講率：100% (3,927人/3,927人)  ※管理職が企業倫理遵守を率先垂範する役割を負っていることを自覚させるため、各職場で上記ケースを用いた研修や以下の研修を実施  ・特別管理職研修「企業倫理の定着に向けて」 - 現在の東京電力を取り巻く状況 - 他社不祥事事例 - 企業倫理相談窓口事例 - 何でも言える職場に向けた取り組み		
			評価	完了	
実効性 評価方法	○アンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する。  ・行動基準の実践度合い（Q4） ・管理職としての役割に関する再認識の度合い（Q19）	実効性 評価結果	○アンケートの回答結果は、以下のとおり。  ・行動基準の実践度合い（Q4）（管理職対象分） ：プラス評価が98%（対前回+11ポイント） ・管理職としての役割に関する再認識の度合い（Q19） ：プラス評価が99%（前回と同値）  →行動基準の実践度合いが向上しており、役割の再認識度合いもきわめて高い水準にあることから、一定の効果が得られたと考える。	評価	有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、行動基準の実践度合いが高い水準であることから、有効であると評価する。		評価	有効	
総合評価 及び 今後の取組	○方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、その効果の維持・向上を図るためには、特別管理職がその職責・役割を強く認識し、企業倫理遵守を率先垂範していくことを繰り返し徹底する必要があることから、平成21年度も特別管理職への研修を継続して実施していく。また、研修内容は各職場の自主性に任せつつ、各所からの研修用ツールの提供要望を踏まえ、研修用ツールもさらに充実させていく。		総合評価	A	

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	労務人事部
実施項目	2 人材交流の推進 部門間・事業所間人材交流を継続実施	実施対象	全社員

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
①定期異動方針による部門交流異動の具体的指示	平成20年3月	○具体指示の完了	○平成20年度定期異動方針周知 (平成20年3月27日)
②関係各部との交流異動の調整	4月～6月	○調整実施の完了	○関係各部との異動調整を実施(4月～7月)
③異動実施	7月以降	○人事異動実施率 (異動者数/計画数)	○計画数42名に対し、45名の異動を実施 (異動者数/計画数=107%)
			評価 完了

実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	○当初計画したアクションプランを上回る要員数の異動を実施  <補足> ・本施策は、昨年度の評価において、良好な結果が得られており、部門交流は、法令遵守面のみならず、人材育成にも寄与することから、今年度も継続的に実施	評価	有効
-------------	---------------------------------	-------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○平成19年度部門交流者を対象としたアンケート結果によれば、視野の拡大、知識・技能の幅の拡大、部門業務の改善という観点で、良好な結果であったことから、部門間交流は有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○当初計画したアクションプランを上回る要員数の異動を実施している。 ○部門交流は、法令遵守面のみならず人材育成にも寄与することから、今後も関係部門と調整を行いつつ、日常業務へ落とし込み継続的に実施していく。	総合評価	A
---------------------	--	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策		実施部署	品質・安全監査部	
実施項目	1 規程・マニュアルの継続的な改善 （1）レビューの実施や「疑義・改善要望システム」の活用等による、規程・マニュアルの継続的な改善		実施対象	全社	
アクションプラン			実施状況評価結果（実績）		
	【実施時期】	【実施完了基準】			
①レビューの実施及び制改定計画の策定	4月～6月	○レビュー実施率 （実施箇所数／対象箇所数）	○100%完了 レビューを実施し、制改定計画を策定 ・本店：4/10～5/12（48/48部所） ・店所：4/16～6/17（24/24店所）		
②制改定計画に基づく規程・マニュアル制改定の実施	4月～3月	○マニュアル制改定完了率 （完了数／計画数）	○完了 本店：637/637（100%） 店所：1,291/1,291（100%）		
③店所巡回による「疑義・改善要望システム」利用活性化のための周知活動の実施	8月～12月	○店所部長・副事業所長級（総括責任者）との意見交換会実施（24店所） ○GM・メンバー向け説明会の実施（80事業所）	○完了 24/24店所実施済 出席者：230名 ○完了 80/80事業所実施済 出席者：約3,000名		
			評価	完了	
実効性評価方法	○全社員を対象としたアンケート（①②③共通） ・必要なルールの制定の有無（Q21） ・不合理なルールの有無（Q22）  ○説明会後のアンケート（③） ・規程・マニュアル意見出しへの参考度（参考）	実効性評価結果	○全社員を対象としたアンケート ・必要なルールの制定の有無 プラス評価が7ポイント増加して92%となり、制改定作業が着実に進展していることが伺える。 ・不合理なルールの有無 プラス評価が18ポイント増加して68%となり、改善が着実に進んでいることが伺えるが、マイナス評価も14%あることから、継続的に取り組む必要がある。  ③説明会後のアンケート（アンケート回答者：約2,700名） ・「規程・マニュアルへの意見出しの参考度」は、プラス評価が86%。 周知活動は有効に機能したものと考えられる。  →以上から、規程・マニュアルは継続的に改善されているものと評価する。	評価	有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、不合理なルールの有無ではマイナス評価が14%あるものの、プラス評価が高い水準であることから、有効であると評価する。		評価	有効	
総合評価及び今後の取組	○レビューの実施と制改定計画の策定・実施、「疑義・改善要望システム」の活用等により、規程・マニュアルは継続的に改善されているものと評価する。 ○引き続きレビュー、周知活動等を実施し、規程・マニュアルの継続的な改善を図っていく。		総合評価	A	

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策		実施部署	品質・安全監査部	
実施項目	1 規程・マニュアルの継続的な改善 （2）規程・マニュアル遵守意識向上のための活動の継続実施		実施対象	全社	
アクションプラン			実施状況評価結果（実績）		
	【実施時期】	【実施完了基準】			
○店所巡回による、規程・マニュアル遵守意識をより向上させるための周知活動の実施	8月～12月	○店所部長・副事業所長級（総括責任者）との意見交換会実施（24店所） ○OGM・メンバー向け説明会の実施（80事業所）	○完了 24/24店所実施済 出席者：230名 ○完了 80/80事業所実施済 出席者：約3,000名		
			評価	完了	
実効性評価方法	○全社員を対象としたアンケート・ルール遵守の実践度合い（Q6）  ○説明会後のアンケート・規程・マニュアル遵守への参考度（参考）	実効性評価結果	○全社員を対象としたアンケート・ルール遵守の実践度合い プラス評価が98%と、高い水準を堅持（平成19年度：97%）  ○説明会後のアンケート（アンケート回答者：約2,700名） ・「規程・マニュアル遵守への参考度」は、プラス評価が86%  以上から、周知活動は有効に機能し、規程・マニュアルの遵守意識は維持・向上しているものと評価する。	評価	有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、規程・マニュアルの遵守意識が高い水準にあることから、有効であると評価する。		評価	有効	
総合評価及び今後の取組	○周知活動は有効に機能し、規程・マニュアルの遵守意識は維持・向上しているものと評価する。 ○引き続き規程・マニュアル遵守意識向上のための活動を継続実施していく。		総合評価	A	

【全社】再発防止策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	品質・安全監査部
実施項目	2 内部監査の継続的な実施 内部監査などによる再発防止策の実施状況および効果の確認（1）	実施対象	全社（原子力除く）

アクションプラン	実施状況評価結果（実績）		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
①監査計画の策定	4月	○内部監査（経営会議付議）	○平成20年度監査計画承認（4/8）
②本店各部の実施状況を監査で確認	4月～2月	○内部監査（再発防止策等確認実施率）	○完了 本店各部等，再発防止策実施率100% 全社：1本部，10部，1事業所
③店所・第一線の実施状況を監査で確認	4月～2月	○内部監査（再発防止策等確認実施率）	○完了 店所・第一線機関，再発防止策実施率100% 全社：9店所，17事業所 水力：5店所，4事業所 火力：1事業所，2発電所
			評価 完了

実効性評価方法	①監査実績 ②③監査結果および実施部署に対するヒアリング	実効性評価結果	○監査計画通り，再発防止策実施状況を確認した。 ○監査の結果，再発防止策が概ね適切に実施されていることが確認できたが，一部について以下の指摘・要望を行った。 ・規程・マニュアル類のレビューの不足および制改定の遅延 ・不具合管理に係わる運用の不備 ○指摘・要望事項については，改善処置票による管理を行い，全箇所での改善状況を確認した。 ○実施部署へのヒアリングにより，全社大の実施状況を確認した。 →内部監査での提言により，再発防止策の実効性が向上したことから，有効であると評価する。	評価	有効
---------	---------------------------------	---------	---	----	----

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価及び今後の取組	○監査の結果，各再発防止策が適切に実施されていることを確認した。 ○今後も，内部監査において各所の実施状況を確認していく。	総合評価	A
-------------	--	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	原子力品質監査部
実施項目	2 内部監査の継続的な実施 内部監査などによる再発防止対策の実施状況および効果の確認（2）	実施対象	原子力部門

アクションプラン	【実施時期】	【実施完了基準】	実施状況評価結果 (実績)		
			評価		
①平成20年度品質監査計画の策定  ②業務品質監査の実施	4月  4月下旬～3月	○平成20年度品質監査計画の策定  ○再発防止対策全76項目の実施状況および効果の確認 ○社外提出データの適切性確認の実施	○平成20年度品質監査計画を策定 ・4/2 : 福島第一 ・4/4 : 福島第二, 本店 ・4/11 : 柏崎刈羽  ○第18回原子力安全・品質保証会議にて再発防止対策の実施状況を報告(5/27) ○業務品質監査, 会議出席, 立会いなどの監査活動で再発防止対策全76項目の実施状況を確認 【結果】 日常業務に組み込まれつつあり, 有効に機能と評価  ○再発防止対策の8項目(*)の実施状況を確認 ・本店の業務品質監査により各項目の実施責任者に実施状況をヒアリング ・また, 各発電所での業務品質監査や監視活動の中で実施状況を確認, 把握 【結果】 ・5項目の完了を確認 ・制御棒の引き抜け防止対策の2件は設備の保守計画と整合して実施するため, 平成21年度も継続 ・社外コンサルタント(JANTI)による「組織風土評価の活用」は現在実施中 (*)項目: 原子力I-1, II-1~4, F-1  ○社外提出データの適切性確認を実施 ・本店業務品質監査にて44グループを確認 ・3発電所での業務品質監査にて141グループを確認 【結果】 ・不適切な事案はなし。	評価	完了

実効性 評価方法	○業務品質監査において, 社外提出データのサンプルチェックを行い, 担当部署への注意喚起を実施 ○再発防止対策の実施状況について, 実施責任者に対する業務品質監査の実施	実効性 評価結果	○業務品質監査の都度, 社外提出データのサンプルチェックを実施し, 担当部署への注意喚起がなされたため, 有効であると評価する。 ○本店の業務品質監査により, 再発防止対策の実施状況を確認することで, 各項目の実施責任者に対するチェック機能が働いていることから, 有効であると評価する。	評価	有効
-------------	---	-------------	--	----	----

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価 及び 今後の取組	○監査の結果, 各再発防止対策が確実に実施され, 日常業務に組み込まれつつあり, 有効に機能していることを確認した。(ただし, 3項目は平成21年度も継続監視) ○平成21年度も内部監査において, 実施状況を確認していく。	総合評価	A
---------------------	--	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	再発防止策検討部会
実施項目	3 情報共有・水平展開活動の充実 （1）発電対策部会，再発防止策検討部会を活用した情報共有，部門を横断した検討の推進	実施対象	全社

アクションプラン	実施状況評価結果（実績）		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
①再発防止策検討部会を活用した部門横断の検討，水平展開の推進	5月 10月 3月	○各部会開催実績	○5/29：再発防止策検討部会を開催 ・4/4公表の平成20年度行動計画に基づく具体的なアクションプランを策定し，部会にて決定 ・当社HPを刷新し，再発防止に対する取り組みについて広く情報公開することを決定し即日実施 ※5/30にアクションプランを企業倫理担当ラインにより各店所へ周知するとともに，関係各部からも各所へ周知するよう指示 ○10/7：再発防止策検討部会を開催 ・平成20年度上期のアクションプラン実施状況および効果の確認・検証方法について部会にて確認 ○2/17：再発防止策検討部会を開催 ・平成21年度行動計画の方向性について審議 ○3/5：再発防止策検討部会を開催 ・平成20年度の取り組みの検証と平成21年度行動計画を策定
②発電対策部会を活用した個別事案の情報共有・水平展開	随時	○各部会開催実績	○5/29，10/7の上記部会と合同開催し，以下の事案等について部会にて情報共有と水平展開を実施 ・水利使用に係わる水力発電設備の適切性に関する報告 など
③関係会社経営情報連絡会等を活用したグループ大での情報共有・水平展開の推進	4月 10月	○連絡会等での情報提供実績	○4/23：関係会社経営情報連絡会において情報提供 ・関係会社・出資会社計35社に対し平成19年度の取り組み結果と平成20年度の行動計画を解説 ○10/29：平成21年度グループ中期計画作成方針説明会にて，上記同様，取り組み状況を解説
			評価 完了

実効性評価方法	アクションプランを実施することにより，当初の目的が達成される。	実効性評価結果	○当初計画したアクションプランの通り部会を開催し，再発防止に関する取り組みや個別事案について，全社的な情報共有・水平展開をはかることができたため，有効であったと評価している。 ○加えて，全社員へのアンケートにおいて，以下の結果を得ており，全社的に再発防止に対する意識や仕組みが共有・定着していることが確認でき，本取り組みも有効であったと評価できる。 ・業務上の悩み等の相談をサポートする仕組みの充実度（Q14）のプラス評価が平成19年度比+11ポイントの66% ・危機意識を持った業務の遂行度合い（Q5）のプラス評価：98%	評価	有効
---------	---------------------------------	---------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが計画通り進捗していることを確認できたことから，完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば，危機意識について高い水準であるとともに，業務上のサポート体制についてもプラス評価が向上していることから，有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価及び今後の取組	○方策が的確に実施され，有効に機能していることが確認された。 ○今後も，全社的な一層の情報共有と水平展開の充実を図るため，実施方法を改善しつつ，活動を継続実施していく。	総合評価	A
-------------	---	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	再発防止策検討部会
実施項目	3 情報共有・水平展開活動の充実 (2) 保安活動水平展開の広場の周知活動の実施及び内容の充実	実施対象	全社

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】
①保安担当・事業用電気主任技術者会議等における保安活動水平展開広場の周知活動の実施	随時	○社内掲示板・社内体制 ※いずれも前年度より構築済みのものを更新 (会議実施回数) (掲載件数, 閲覧数)
②社内外の不適切事案の掲載	随時	○保安担当・事業用電気主任技術者会議における周知 (計4回開催の都度。うち1/30ではアクションプラン②～④の取組みについて詳細に紹介) ○各部門内での周知(部門ページでのリンク掲載, 再発防止関連発信文書内での通知等)
③保安規程タスクチームを活用した水平展開活動	随時	○不適切事案, 保安活動に有効な事例の概要・対応経緯等を掲載・都度更新(上期: 2件, 下期: 4件) ○保安に関する理解促進のための解説資料の掲載(上期: 1件, 下期: 2件)
④掲載サイトの内容見直し検討	9月 3月	○社内事案・事例対応打合せの実施 (上期: 4/1, 4/18, 6/17 下期: 1/13) 下期は4事案・事例について一括実施。全部門参加 ○関係情報連携・認識共有の実施 (保安規程改定動向等, 都度)
		○見直し検討実施 (8月および1月。8月時点では実効性を検証した結果, 見直しは実施せず。1月には, 保安に関する事案をより幅広く扱うこととした事に合わせて, 内容見直しを実施)
		※参考; 水平展開広場閲覧実績 上期は, 不適切事案の掲載・周知の後, 閲覧件数が増加(約2000件/月, 水平展開が有効に機能) 下期は当初, 不適切事案の掲載もなく, 閲覧件数が低下。その後, 内容・体裁を見直し, より幅広く事案・事例を掲載
		評価 完了

実効性 評価方法	○会議開催実績 ○会議・発信文書等による周知状況, 水平展開広場閲覧状況を比較・分析	実効性 評価結果	○上期は, 発生した不適切事案に対する情報共有・水平展開活動(①～③)を着実に実施 その結果, 不適切事案の再発防止のための周知・閲覧が各部門現場第一線に至るまで幅広く行われた。 ○下期は, 不適切事案への対応に留まらず, より幅広く, 保安活動に有効な事例についても情報共有・水平展開活動を行っていくこととした。全部門参加のもの, この認識を共有した上で, 事案・事例(4件)に関する情報共有・水平展開活動を実施 本活動により一層の掘り下げ・定着化に向けた活動が行われた。 ○以上から, 情報共有・水平展開活動の充実に向けて, 一定の効果があったものと評価できる。	評価	有効
-------------	---	-------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから, 完了しているものと判断する。 ○当該サイトの閲覧件数が相当数に達していることから, 有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○保安活動水平展開の広場や各種会議体を通じて, 部門を横断した情報共有・水平展開がはかられており, 非常に有効な活動と評価している。 ○今後も, 更なる水平展開の充実をはかるため, 実施方法を改善しつつ, 継続的に取り組んでいく。	総合 評価	A
---------------------	--	----------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策		実施部署	原子力品質・安全部
実施項目	1 立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの定着 （1）原子力部門における「行動規範」の周知活動の実施		実施対象	原子力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 （実績）	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①安全月間（5月）での グループ討議実施	5月	○グループ討議実施率	○ケーススタディを作成し、原子力本部の本店・各 発電所の全グループ、資材部で討議を実施 （実施率100%）	
②品質月間（11月）での グループ討議実施	11月	○グループ討議実施率	○ケーススタディを作成し、原子力本部の本店・各 発電所の全グループ、資材部で討議を実施 （実施率100%）	
			評価	完了
実効性 評価方法	①②社員意識アンケートの『「行 動基準」に関連して、上司との話 す場（Q34）』の結果を評価す る。	実効性 評価結果	○平成19年度のアンケートで課題とされた 『「行動基準」に関連して、上司との話す場 （Q34）』については、プラス評価が66% から69%へと向上し、改善傾向が見られたこ とから、平成20年度の取り組みが有効であ ったと評価する。	評価 有効
監査結果	○アクションプラン通りにグループ討議活動が全グループで実施され、社員アンケートの結果も 向上しており、対策が定着してきていると判断でき、有効であると評価する。			評価 有効
総合評価 及び 今後の取組	○アクションプランが的確に実施され効果が確認された。 ○今後も継続し、「品質と安全の為の行動基準」をより身近なものとして浸透させ、行動に結びつ くよう、また、よく話し合うことを推進するため、安全月間と品質月間等で、その重要性を周知 する。			総合 評価 A

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	立地地域部
実施項目	1 立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの定着 (2) 地域の声委員会の継続開催	実施対象	原子力部門

アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①第5回地域の声委員会の開催	5月	○委員会開催実績	○第5回地域の声委員会（本店）開催（5/9） ・平成19年度下期における地域の声の傾向把握、対応・処理状況確認、本店および各サイト間の情報共有 ・本店ならびに各サイトが協働して取り組むべき課題の抽出とアクションプランの審議 ・取り組み中のアクション実施状況確認	
②第6回地域の声委員会の開催	8月		○第6回地域の声委員会（本店）開催（8/25） ・平成20年度第1四半期における声の傾向把握、対応・処理状況確認、本店および各サイト間の情報共有 ・取り組み中のアクション実施状況確認	
③第7回地域の声委員会の開催	11月		○第7回地域の声委員会（本店）開催（11/17） ・平成20年度上期における地域の声の傾向把握、対応・処理状況確認、本店および各サイト間の情報共有 ・本店ならびに各サイトが協働して取り組むべき課題の抽出とアクションプランの審議 ・取り組み中のアクション実施状況確認	
④第8回地域の声委員会の開催	2月		○第8回地域の声委員会（本店）開催（2/27） ・平成20年度第3四半期における声の傾向把握、対応・処理状況確認、本店および各サイト間の情報共有 ・取り組み中のアクション実施状況確認	
			評価	完了

実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	○計画したアクションプランが着実に実施されたことにより当初目的が達成されていると評価する。	評価	有効
-------------	---------------------------------	-------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが定期的実施され、委員会の運営が定着しており、有効であると評価する。			評価	有効
------	---	--	--	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○アクションプランが的確に実施された。 ○今後も、日常業務として地域の声委員会を継続し開催する。			総合 評価	A
---------------------	---	--	--	----------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	再発防止策検討部会
実施項目	2 業務の集中見直しの継続実施 (1)「業務の点検月間」の継続実施（実施時期、実施期間の見直し検討）	実施対象	全社員

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
①実施方法の見直し検討 ②実施方法、および本店業務主管部門が選定したテーマについて、社員に周知	4月 4月	○検討実施完了・報告 ○周知実施完了	○討議開始時期、期間の決定 ○店所、本店各部への実施依頼（4/10） 経営層からのメッセージ掲載（4/21）
③各職場でグループ討議の実施。洗い出された事例について、改善処置を検討し、業務を見直し（第一線職場、店所、本店）	4月下旬～8月	○グループ討議実施率、討議事案数	○4/21～8/29実施済
④討議結果の中間報告	9月	○報告完了	○再発防止策検討部会へ報告（9/16）
⑤火力部門における討議実施 ⑥原子力部門における討議実施	7月～8月 10月～12月	○グループ討議実施率、討議事案数	○7/1～8/29実施済 ○9/10～12/12実施済
⑦討議結果の最終報告	2月	○報告完了	○再発防止策検討部会へ報告（2/17）

【特記事項】

・期間中の討議件数：約6,400件、延べ討議時間：約4,000時間、延べ参加人数：40,700人  
 ・店所での討議の結果、本店に上申され検討を行った案件は210件であり、このうち法令遵守の観点から調査・対応策の検討を行った事案は下記の4件。このうち2件については、手続き不備や現場不備があったことから、事案関係の調査を行い、必要に応じて監督官庁等に報告した上で、指導に基づき是正措置を実施済み。

- ・航空法に基づく火力発電設備への航空障害標識の設置について
- ・PCB廃棄物運搬時の廃掃法に基づく帳簿の不備について
- （以下については、調査の結果問題が無いことを確認）
- ・取水路開渠内の水苔除去後の除去した水苔の処理方法について
- ・特別高圧架空送電線を高圧送電線として運用する際の裸電線の使用について

評価	完了
----	----

実効性評価方法	○全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する結果が良好であることを確認 ・「何でも言える職場」（Q14） ・業務の点検月間の実施方法に関する評価（Q23） ・業務の点検月間の効果に関する評価（Q24）	実効性評価結果	○アンケート結果は以下のとおり。 ・「何でも言える職場」（Q14） プラス評価が82%（前回比4ポイント増加） ・業務の点検月間の実施方法に関する評価（Q23） プラス評価が83%（前回比13ポイント増加） ・業務の点検月間の効果に関する評価（Q24） プラス評価が80%（前回比11ポイント増加） ○上記3つの設問に対する評価がすべて良好な結果であり、平成19年度に比べても好転していることから、言い出す仕組みの対策として効果が上がっていることが確認できた。 ○但し、Q23、Q24について「分からない」との回答率が16%程度あり、討議参加率や周知活動の面で引き続き課題あり。	評価	有効
---------	--	---------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、「何でも言える職場」、実施方法、効果、いずれの評価も良好であることから、有効であると評価する。「分からない」との回答率が16%程度とのことであるが、方策を継続することにより理解が浸透するものとする。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価及び今後の取組	○方策の有効性が確認されたことから、言い出す仕組みの更なる定着に向け、平成21年度も引き続き継続実施する。 ○より多くの方に討議に参加していただき、有効な討議が実施されるよう、実施時期の見直しや周知活動について検討を行う予定。	総合評価	A
-------------	--	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	工務部
実施項目	3 不具合管理の仕組みの定着 (1) 不具合管理システムの定着活動の実施①（水力部門）	実施対象	水力部門

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
①店所巡回キャンペーンの実施	4月～5月	○キャンペーン実施 (4支店, 3電力所)	○4支店3電力所を訪問し、取り組み内容等の説明、意見交換を実施(4/24～6/3) ・取り組み背景・経緯、至近の状況の説明 ・平成19年度の各所の取り組み状況の説明 ・定着化に向けた具体的な実施事項の説明 ・不具合管理システム(品質改善システム)を適用する業務範囲の説明 ・各店所の取り組み状況ヒアリング・意見交換 等
②本店主管部による実施状況確認	6月～3月	○不具合登録数	○事案登録と進捗管理を徹底 4月～1月の事案登録状況は以下のとおり。 ・不具合登録数47件(平成19年度まで104件)  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">                     グレードA(全社大の対応) :                          5件(平成19年度まで4件)                      グレードB(店所大の対応) :                          5件(平成19年度まで5件)                      グレードC(第一線事業所大の対応) :                          37件(平成19年度まで90件)                      その他管理 : 0件(平成19年度まで5件)                 </div>
			評価 完了

実効性 評価方法	○データ分析 ・再発防止対策の完了状況	実効性 評価結果	○平成21年1月までに実施した不具合管理実績(累計)は以下のとおり。 ・不具合管理数 151件 ・対策完了状況 再発防止対策まで完了:145件, 実施率96% (昨年度までの実績は81件, 実施率78%) なお, グレードAについては全て完了  → 実施率が向上しており, 一定の成果が得られたと考えられる。	評価	有効
-------------	------------------------	-------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから, 完了しているものと判断する。 ○本店の活用促進活動が実施されたことにより, 再発防止対策まで完了した実施率が向上したことから, 本システムが有効に機能しているものと評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○品質改善システムを活用し, 適切に不具合管理・水平展開が図られている。 ○平成21年度も一層の定着に向けて店所巡回キャンペーン等を実施していく。	総合評価	A
---------------------	--	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策		実施部署	火力部
実施項目	3 不具合管理の仕組みの定着 （1）不具合管理システムの定着活動の実施②（火力部門） （2）火力不具合管理システムの効果検証の実施		実施対象	火力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 （実績）	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①アンケートによる効果の確認	7月	○アンケート実施完了	○アンケート実施済 ・プラス評価：86%  [アンケート結果詳細] ・認知度プラス評：86% →十分に認知されている。 ・情報共有有効度プラス評価：93% →情報共有に有効と評価	
②検証結果に基づく効果的な定着活動、フォローアップの検討	8月	—	○上記アンケート結果良好につき、適宜個別フォローを実施することにした。 ・登録状況のチェック&未登録の場合の個別フォローを実施 ・各種会議体での周知、説明	
③定着活動、フォローアップの実施	8月～	○方策実施完了	○完了 ・現場の担当箇所への周知、説明（9/26） ・火力部主管Gで毎日登録状況をチェック ・未登録の場合は、担当箇所へ登録を依頼 ・業務上利用頻度が低い箇所への周知、説明（2/13） ・随時要望を受け、システムの改良を実施（9回） ※登録件数：1,309件（4月～1月）	
			評価	完了
実効性 評価方法	○登録件数による評価	実効性 評価結果	○平成20年度登録件数（4月～1月）：1,309件 毎月の登録件数：90～160件 導入当初4～6月平均：110件 最近11～1月平均：133件 →十分に活用され、定着している。	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○不具合管理システムへの登録件数により、システムが十分に活用され、定着してきていると判断できるため、有効と評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○認知度も十分であり、登録状況も良好である。また、不具合管理についてのマニュアルも整備されており、日常業務として十分定着したと評価する。今後は、引き続き使いやすいシステムとなるよう要望を受けながら、改善に取り組んでいく。 ○また、システムを活用した不具合再発防止活動についても引き続き、取り組んでいく。		総合評価	A

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	原子力運営管理部
実施項目	3 不具合管理の仕組みの定着 (1) 不具合管理システムの定着活動の実施③（原子力部門）	実施対象	原子力部門

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
<p>※原子力部門においては、平成14年度以降の信頼回復と再発防止の取り組みの中で、不適合管理の仕組みを構築（「不適合管理委員会」の設置、不適合事象・ヒューマンエラーの原因分析・対策検討の実施等）し、不適合の適確な管理によるトラブルの未然防止を目指した取り組みを実施してきている。</p> <p>○ニューシア運用手引きに基づく登録を引き続き実施</p>	<p>随時</p>	<p>○不適合発生数 ・関連マニュアル等に基づき登録及び検討が確実に行われていることを確認</p>	<p>○ニューシア運用手引きに基づき登録を引き続き実施した。ニューシアの登録に関する不適合は発生していない。</p> <p>【参考】当社におけるニューシアの登録、活用の実績 期間：平成19年度第2四半期（運用手引き改訂後）～平成21年1月末</p> <p>登録件数：105件 （内訳は、従来基準によるもの37件、新基準によるもの(*)68件)</p> <p>活用例数：44件 （他社トラブル情報の当社への水平展開要否検討件数は、675件)</p> <p>(*)日本原子力技術協会(JANTI)による運用手引き改定に伴い新たに登録することとなったもの</p>
			<p>評価</p> <p>完了</p>

実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	○計画したアクションプランが着実に実施されたことにより当初目的が達成されていると評価する。	評価	有効
-------------	---------------------------------	-------------	---	----	----

監査結果	○登録に関係する不適合が発生していないことから、対策は定着しつつあり、有効と判断する。			評価	有効
------	---	--	--	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○アクションプランが的確に実施された。 ○今後も日常業務として引き続き実施し、品質マネジメントシステムの中で管理する。			総合評価	A
---------------------	--	--	--	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策		実施部署	工務部
実施項目	4 店所サポートの継続実施 （1）火力・水力部門の店所巡回サポートの継続①（水力部門）		実施対象	水力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 （実績）	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
○第一線職場を訪問しての意見交換・課題の継続的なフォロー	6月～9月	○第一線職場訪問実施回数	○全ての第一線職場（17制御所）を訪問し、再発防止等に関する情報提供、意見交換を実施（7/7～8/7） ・本店主管部からの情報提供等 今年度の再発防止対策取組計画の説明 品質改善システムの活用依頼 保安活動水平展開広場の周知 河川法に関する解決事項の徹底 等 ・意見交換 職場・個人が抱える悩みや課題 等	評価 完了
実効性 評価方法	○水力部門を対象としたアンケートによる有効性の評価 ・店所巡回キャンペーンは、悩みや課題を相談する機会として効果があったか？	実効性 評価結果	○水力部門を対象としたアンケート結果は、以下のとおり。 ・店所巡回キャンペーンに関する設問について、プラス評価の割合が95%  → 上記設問において、良好な結果が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、店所巡回キャンペーンの評価で良好な結果が得られていることから、有効であると評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○店所巡回キャンペーンのサポート効果について良好な評価が得られた。 ○平成21年度も店所巡回キャンペーンによる意見交換を実施する。		総合 評価	A

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策		実施部署	火力部
実施項目	4 店所サポートの継続実施 （1）火力・水力部門の店所巡回サポートの継続②（火力部門）		実施対象	火力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 （実績）	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
○本店GMによる発電所GM等との意見交換	4月 12月 適宜	○意見交換の実施率 [実施回数/計画回数]	○完了：100% [2/2回] +1回(適宜) 実施期間：1回目：4/8～5/26 2回目：9/9～10/20（適宜実施分） 3回目：12/2～12/25 対象箇所：3火力事業所，4火力建設所， 15火力発電所  コミュニケーション活動として本店GMが発電所を訪問し，意見交換を実施。意見・要望を業務に反映	
			評価	完了
実効性 評価方法	○部門アンケート（有効度） ①説明の充実度 ②意見交換の満足度	実効性 評価結果	○アンケート結果は以下のとおり。 ①充実度プラス評価：97% →十分な説明がなされている。  ②満足度プラス評価：95% →意見交換では十分な意思疎通が図られている。	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから，完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば，説明の充実度，意見交換の満足度に対する評価が高い水準にあることから，有効と評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○意見交換において十分な意思疎通が図られていると評価する。意見交換の場として，定例的に実施しており定着している。 ○評価も高いことから，今後も日常業務として取り組んでいく。		総合評価	A

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	総務部
実施項目	4 店所サポートの継続実施 (2) 企業倫理研修等の機会を捉えた、相談窓口への連絡方法や相談者保護について周知活動の継続	実施対象	全社員

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
○企業倫理担当情報連絡会や出張研修における周知	随時	○情報連絡会および研修の実施	<p>○完了</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店所企業倫理担当情報連絡会（4/25）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 平成20年度企業倫理活動個別施策の進め方留意点について</li> <li>- 企業倫理相談窓口案件の対応について 他</li> </ul> </li> <li>・本店企業倫理担当情報連絡会（5/12）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 平成20年度企業倫理活動個別施策の進め方留意点について</li> <li>- 企業倫理相談窓口案件の対応について 他</li> </ul> </li> <li>・新任企業倫理担当研修（7/25）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 企業倫理定着の取り組み</li> <li>- 企業倫理担当の役割</li> <li>- 企業倫理担当の具体的な活動内容</li> <li>- 活動年間スケジュール</li> <li>- 企業倫理相談窓口</li> </ul> </li> <li>・店所・第一線現場へ出張研修による周知（25回）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>- 現在の東京電力を取り巻く状況</li> <li>- 頻発する企業不祥事</li> <li>- 企業倫理相談窓口事例等から</li> <li>- 企業倫理定着活動について</li> </ul> </li> </ul> <p>→情報連絡会および出張研修において、窓口体制等を周知・徹底を行ったことにより対策は完了</p>
			評価 完了

実効性評価方法	○全社員を対象としたアンケートにおいて、下記の設問に関する回答結果が良好であることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口への連絡方法の認知度（Q25）</li> <li>・相談窓口の相談者保護のルールの認知度（Q26）</li> </ul>	実効性評価結果	○全社員を対象としたアンケートの回答結果は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口への連絡方法の認知度（Q25）：プラス評価が83%（前回比+3ポイント）</li> <li>・相談窓口の相談者保護のルールの認知度（Q26）：プラス評価が90%（前回比+2ポイント）</li> </ul> <p>→相談窓口への連絡方法および相談者保護ルールの認知度は高いことから、一定の効果が得られたものとする。</p>	評価	有効
---------	--	---------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、相談窓口への連絡方法および相談者保護ルールの認知度が高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価及び今後の取組	○方策が的確に実施され、効果が出ていることが確認されたが、平成21年度も、研修等の機会を捉えて、相談窓口への連絡方法や相談者保護について周知活動を継続していく。	総合評価	A
-------------	--	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	総務部
実施項目	5 法務室による店所サポートの継続実施	実施対象	総務部門

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
①法務室が全事業所に赴く「出前法律相談」の実施	4月～3月	○出前法律相談の実施率100% (実施箇所数/対象箇所数)	○82事業所/82事業所実施済(100%)
②法律関係手引書の充実	7月	○法律関係手引書改訂版発行	○「日常業務の法律相談」の改訂(7/31)
③法務担当者の人材交流の拡大 (法務担当者会議・損害賠償業務研修を6回以上開催、法務室への駐在研修の継続実施)	4月～3月	○各種研修の実施率 ・法務担当者会議・損害賠償業務研修の実施率100% (実施回数/目標回数)  ○法務室への駐在研修実施率100% (受入人数/目標受入人数)	○8回/6回開催(133%) ・法務担当者会議4回(4/24, 7/30, 12/10・11, 3/5) ・損害賠償業務実務研修3回(5/13, 11/14, 2/25) ・損害賠償業務初任者研修1回(8/4)  ○4名/4名(100%)
(参考) ・本店に「法務室」を設置(平成19年7月1日) ・法律相談受付ラインの設置(平成19年7月1日)			
			評価 完了

実効性評価方法	○各種アンケートにおいて、下記の設問に関する結果が良好であることを確認する。 ・法令等に関するサポート体制の強化 ・出前法律相談の評価	実効性評価結果	○全社員を対象としたアンケートにて、「法令等に関する疑問点や悩みについて、解決に向けたサポートが得られやすくなったと思うか」との質問では、プラス評価が69%と、一定の効果が上がっていることが確認された(前回は61%)。一方、「どちらとも言えない」との回答が23%であったことから(前回は29%)、出前法律相談や各種研修等を継続実施する。 ○出前法律相談出席者を対象としたアンケートにて、出前法律相談の内容についての質問では、「非常に良い」「良い」との回答が全体の86%を占めた。また、言い出す仕組みの重要性を理解したかどうかとの質問では、「十分理解した」「理解した」との回答が全体の92%を占め、出前法律相談がコンプライアンスの向上や法的疑問点の解明に役立つと思うかとの質問では、「思う」との回答が全体の99%を占めた。	評価	有効
---------	---	---------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、全体的にプラス評価が高い水準であり、有効であると評価するが、法令等に関するサポート体制の評価で「どちらとも言えない」が23%あることから、継続的な実施が必要と考える。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価及び今後の取組	○法務室の活動について、一定の効果が上がっていることを確認した。今後、効果が低下しないよう、出前法律相談や各種研修等を継続実施していく。	総合評価	A
-------------	--	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策		実施部署	再発防止策検討部会
実施項目	6 社外関係各所とのコミュニケーションの強化 産業保安監督部等、社外関係各所への積極的な情報提供（1）		実施対象	社外
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①原子力安全・保安院とのコミュニケーション活動の実施	随時	○コミュニケーションの継続 (実施頻度等)	○日常的なコミュニケーションの実施 (訪問回数：約80回) ○本店立入検査フォローアップ会合（4/15）	
②産業保安監督部とのコミュニケーション活動の実施	随時		○日常的なコミュニケーションの実施 (訪問回数：各監督部計約200回程度) ○本店立入検査フォローアップ会合（4/15） ○保安担当・事業用電気主任技術者会議における関東・東北産業保安監督部電力安全課からのご講演「信頼感の構築について」および意見交換を実施（4/11）	
			評価	完了
実効性 評価方法	○実施頻度等から総合判断		実効性 評価結果	評価 有効
			○原子力安全・保安院、各産業保安監督部、とも、訪問回数のみをとって見ても十分な実績を重ねている。 ○特に、平成19年度本店立入検査におけるご指摘なども踏まえ、産業保安監督部とはより密なコミュニケーション活動を実施し、認識共有、信頼感の構築を図っただけでなく、監督部の見解を確認することで、業務的確性を向上させた。 ○以上の通り、社外関係各所とのコミュニケーションの強化に向けて、一定の効果があったものと考えられる。	
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○趣旨に則りアクションプランが実施されており、継続的な実施により、効果が期待できることから有効であると評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○社外関係各所とのコミュニケーション活動については、十分な訪問実績を達成しており、業務品質の面からも非常に有意義であった。今後も、日常業務の中で適宜、情報提供・相談を実施していくなど、一層の定着化を図っていく。		総合 評価	A

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策	実施部署	工務部
実施項目	6 社外関係各所とのコミュニケーションの強化 産業保安監督部等、社外関係各所への積極的な情報提供（2）	実施対象	社外

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
①当該年度の工事計画を保安監督部へ情報提供	6月～8月	○情報提供・協議実施 (情報提供・協議回数)	
②法令手続き等について事前相談を実施 (国土交通省, 経済産業省)	随時		
		○水力発電設備定期打合せで当該年度の工事計画, 点検計画等を各保安監督部に情報提供 ・中部近畿産業保安監督部 (7/7) ・関東東北産業保安監督部 (7/22) ・関東東北産業保安監督部東北支部 (7/28)  ○平成20年4月から平成21年1月までの期間に法令手続き等に関する協議, 情報提供を約2,050回実施	
		評価	完了

実効性 評価方法	ケースメソッドにより相談する意識の醸成を確認	実効性 評価結果	○水力系7箇所合同で「河川法手続き」「超過取水に対する対応」に関するテーマについてケースメソッド（グループディスカッション）を実施した結果は以下のとおり。 ・全てのグループで「判断に迷う場合」, 「不具合が発生した場合」には監督官庁へ報告・相談することが議論されていた。  → 「迷った時には相談する風土」が醸成されているものと考えられる。	評価	有効
-------------	------------------------	-------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから, 完了しているものと判断する。 ○「迷った時には相談する風土」が醸成され, 関係当局と機会あるごとに出向いて相談・確認することが定着しつつあり, 有効であると評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○数多くの協議を実施し, 相談する風土が醸成されてきたことから, 的確な情報提供, 協議が実施されているものと考えられる。 ○平成21年度以降も日常業務として適宜相談・情報提供を実施し, コミュニケーションの強化を図っていく。	総合評価	A
---------------------	--	------	---

【全社】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策		実施部署	火力部
実施項目	6 社外関係各所とのコミュニケーションの強化 産業保安監督部等、社外関係各所への積極的な情報提供（3）		実施対象	社外
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
○産業保安監督部との定例的な意見交換の実施	7月	○実施率 [実施回数/計画回数]	○完了：100% [2/2] ・7/16 関東東北産業保安監督部 ・8/19 関東東北産業保安監督部東北支部  ○議題 ・火力設備に関する建設工事の状況 ・火力設備の運転状況、補修状況 ・今夏の需給 ・安全管理審査の状況など	
			評価	完了
実効性 評価方法	○定例意見交換の実施状況	実効性 評価結果	○保安だけでなく需給を含めた火力部門全般に関わる意見交換ができ、有効であった。	評価 有効
監査結果	○行動計画に基づき、アクションプランが実施されていることから、完了しているものと判断する。 ○アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成されるため、有効であると評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○火力部門に関わる関係者が一同に会する貴重な機会を持つことができた。その場限りではなく、その後の情報共有や相談などのきっかけとなる場でもあった。 ○今後も、日常業務において継続的に活動を続けていくことを働きかけていく。		総合評価	A

## 水力発電設備に関する再発防止対策の個別評価

【水力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅰ 意識面（しない風土）の対策		実施部署	工務部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (1) 行動基準を用いた企業倫理研修の継続実施		実施対象	水力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
○データの取り扱いに関する行動基準（姿勢・心構え）の読み合わせを実施	各月	○読合せ実施（実施回数）	○水力系各職場（71グループ）において、グループミーティング等の機会にデータの取り扱い等に関する行動基準の読み合わせを実施 本店主管部：2グループ 店所本部：14グループ 第一線職場：55グループ  ○企業倫理活動DBに実績登録 (約36回/グループ：平成20年4月～平成21年1月)	評価 完了
実効性 評価方法	○水力部門を対象としたアンケートによる有効性の評価（行動基準の理解度（確認テスト形式）） ・法令やマニュアルの解釈に悩んだ場合、どの様な対応を行いますか？ ・説明が困難な計測データが確認された場合、どの様な対応を行いますか？	実効性 評価結果	○水力部門を対象としたアンケート（確認テスト）の結果は以下のとおり。 ・「法令等の遵守に向けた行動」に関する設問の正解率は97%（前回比+2ポイント） ・「情報の適切な取り扱い」に関する設問の正解率は97%（前回比±0ポイント）  → 各設問について高い正解率が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○確認テスト結果によれば、法令遵守に向けた行動、データの適切な取り扱いの理解度は高い水準であることから、有効であると評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○行動基準に関しては、高い理解度が得られている。 ○今後も行動基準の定着に向け、日常業務として読み合わせを継続する。		総合 評価	A

【水力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	工務部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (2) 不適切事例を題材としたケースメソッドの継続実施	実施対象	水力部門

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
○各職場においてケースメソッドを実施	4月～3月	○ケースメソッド実施 (実施箇所数)	
		○「機器冷却水、雑用水等の水の使用」「ダムに関わる官庁への報告データの不適切な取り扱い」「電気事業法の申請を行わずに工事を実施」等、水力発電設備の不適切事例（23事例）より選択し、ケースメソッドを実施  ○水力系全職場（71グループ）で実施完了 本店主管部：2グループ 店所本部：14グループ 第一線職場：55グループ	
		評価	完了

実効性 評価方法	○全社員を対象としたアンケートによる有効性の評価 ・取り上げた事例について部門・職場として遵守すべき事項を理解したか？	実効性 評価結果	○全社員を対象としたアンケートより水力部門の対象者の回答を抜粋した結果は、以下のとおり。 ・遵守すべき事項の理解度に関する設問について、プラス評価の割合が98%。（前回比+2ポイント）  → 上記の設問において良好な結果が得られており、一定の成果が得られたと考えられる。	評価	有効
-------------	--	-------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、ケースメソッドで実施した事例について、法令遵守に向けた行動、データの適切な取り扱いなどの理解度は高い水準であることから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○部門・職場として遵守すべき事項の理解度が高い水準であった。 ○平成21年度も遵守すべき事項に関する理解度の維持・向上に向けて、継続的に各職場で不適切事例に関するケースメソッドを実施していく。	総合評価	A
---------------------	---	------	---

【水力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	工務部
実施項目	1 規程・マニュアルの継続的な改善 （1）以下の技術的課題に関して、関係当局との協議を継続 揚水発電所における流入量/放流量，水位データの処理方法 渋沢ダム操作規程	実施対象	社外

アクションプラン		実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】	
○揚水発電所における流入量/放流量，水位データの処理方法に関する協議継続  ・具体的な処理方法案の作成 ・国交省との協議	6月～8月 6月～12月	○課題解決数	○具体的な処理方法案を作成し，国交省と6回協議を実施 (6/26, 8/8, 11/12, 2/3, 2/9, 2/25)  ○国交省地方整備局との協議が完了 現在，地方整備局から本省へ意見照会中 (平成21年1月の定期報告は了解を得た暫定方法で対応を実施)  → 本省の意見照会結果を踏まえて課題解決を図っていく。
○渋沢ダム操作規程の改定  ・改定に必要な現地調査実施 ・国交省との協議	6月～9月 8月～11月		○具体的な改定案，現地調査等に関する協議を実施 (9/13, 10/31) ○課題となっていた冬期間のダム運用については，了解が得られ，運用している。 (その他，改定にあたって必要となる現地調査については，融雪後，河川への立ち入りが可能となり次第，実施する予定)  → 操作規程改定に向けて協議を継続する。
			評価 一部を除き完了

実効性 評価方法	課題解決状況が良好であることを確認	実効性 評価結果	○各技術的課題の解決状況は以下のとおり。 ・「揚水発電所における流入量/放流量，水位データの処理方法」については，国交省地方整備局との協議が完了 ・「渋沢ダム」の課題となっていたダム運用については了解が得られ，運用している。  → 技術的な課題が概ね解決したことから，一定の成果が得られたと考えられる。	評価	有効
-------------	-------------------	-------------	---	----	----

監査結果	○解決に向けアクションプランが実施されたが，関係当局との調整により，2件とも最終結論まで至っていない。	評価	現段階では評価できません
------	---	----	--------------

総合評価 及び 今後の取組	○「揚水発電所における流入量/放流量，水位データの処理方法」については，具体的な対応案について概ね了解が得られた。今後は，本省の意見照会結果を踏まえて課題解決を図っていく。 ○「渋沢ダム操作規程」については，引き続き，改定に向けて協議を継続する。	総合評価	B
---------------------	--	------	---

【水力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	仕組み面（させない仕組み）の対策		実施部署	工務部	
実施項目	1 規程・マニュアルの継続的な改善 （2）法令手続き・技術に関する研修の実施		実施対象	水力部門	
アクションプラン			実施状況評価結果 （実績）		
	【実施時期】	【実施完了基準】			
法令手続きに関する研修の実施	7月～11月	研修実施	工事担当者会議等において電事法法令手続きに関する研修を実施（受講者38名） （10/17～11/17，9回実施）		
専門技術者研修修了者等を活用した研修の実施	11月～1月		水車発電機・制御装置，巻上機等の保全技術に関する研修を実施（受講者59名） （8/20,11/6～7,12/16,1/29～30， 3/3～5,3/23～25,3/25～27，7回実施）		
			評価	完了	
実効性 評価方法	水力部門を対象としたアンケートによる有効性の評価 ・法令の理解度(確認テスト形式)  技術研修の個別アンケートによる有効性の評価 ・研修内容の理解度	実効性 評価結果	水力部門を対象とした電気事業法の理解度に関するアンケート（確認テスト）の結果は以下のとおり。 ・法48条1項（工事の届出要否）に関する3つの設問の正解率は平均で83% （前回比+16ポイント） ・法48条2項（工事を開始できる時期）に関する設問の正解率は96% （前回比+1ポイント）  技術研修の理解度に関するアンケート結果は，以下のとおり。 ・研修の理解度に関する設問について，プラス評価の割合が平均で91%  各設問において，良好な結果が得られており，一定の成果が得られたと考えられる。	評価	有効
監査結果	アクションプランが実施されたことを確認できたことから，完了しているものと判断する。確認テストおよびアンケート結果によれば，法令手続きおよび技術研修の理解度で概ね良好な結果が得られていることから，有効であると評価する。		評価	有効	
総合評価 及び 今後の取組	法令，技術研修の理解度については，概ね良好な結果が得られた。 平成21年度も法令知識・理解および技術力の維持・向上に向けて研修を実施する。		総合 評価	A	

【水力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策		実施部署	工務部
実施項目	2 店所サポートの継続実施 (1) 火力・水力部門の店所巡回サポートの継続①-2		実施対象	水力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
○ダム計測管理相談窓口によるサポートの継続	随時	○相談件数	○社内高度専門機関と協働したサポート体制により、随時、相談を受付、対応を実施  ○4月～1月の相談件数9件（平成19年度の相談件数18件）について全て対応を実施  相談内容は以下のとおり。 ・計測値の評価に関する相談：4件（平成19年度：7件） ・計測方法、管理基準値の設定等に関する相談：5件（平成19年度：8件） ・官庁への報告に関する相談：0件（平成19年度：3件）	評価 完了
実効性 評価方法	○水力部門を対象としたアンケートによる有効性の評価 ・ダム計測管理業務に関する相談窓口を知っているか？ ・ダム計測管理業務に関する悩みについて、解決に向けたサポートが得られやすくなったか？	実効性 評価結果	○水力部門を対象としたアンケートの結果は、以下のとおり。 ・ダム計測管理業務の相談窓口については、「知っている」が89%で高い認知度（前回比+7ポイント） ・サポートについてのプラス評価の割合が93%（前回比+4ポイント）  → ダム計測管理業務の相談窓口に関する各設問とも良好な結果であることから、一定の成果が得られたと考えられる。	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、相談窓口の認知度ならびにサポートの得られやすさの評価で良好な結果が得られていることから、有効であると評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○「ダム計測管理業務」に関する相談窓口は、認知度、サポート効果とも良好な結果が得られた。 ○今後も日常業務として相談窓口によるサポートを継続する。		総合 評価	A

【水力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	N 経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画	実施部署	工務部
実施項目	1 技術基準適合命令（3）	実施対象	水力部門

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
○設備改修計画の策定・届出 改修工事の実施 (上来沢川ダム)	—	○計画届出・工事実施 (工程進捗)	
		○工事計画届出 (4/21) ○工事着工 (5/30) ○安全管理審査(湛水検査) (3/9検査合格) ○安全管理審査(工事完了時検査) (3/18検査合格) ○ダムの使用再開 (3/19)	
		評価	完了

実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	—	評価	—
-------------	---------------------------------	-------------	---	----	---

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価 及び 今後の取組	○設備改修が完了。平成21年3月19日よりダムの使用を再開した。	総合 評価	—
---------------------	----------------------------------	----------	---

【水力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	N 経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画	実施部署	工務部
実施項目	2 水力分野の立入検査の実施（21）	実施対象	水力部門

アクションプラン		実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】	
○立入検査の受検 (上来沢川ダム)	改修工事後	○受検	○改修工事に伴う安全管理審査と合わせて受検 (3/9, 3/18)
			評価 完了

実効性 評価方法	※改善等の指示があった場合、改善 の達成度	実効性 評価結果	—	評価	—
-------------	--------------------------	-------------	---	----	---

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価 及び 今後の取組	○水力分野の立入検査が完了。		総合評価	—
---------------------	----------------	--	------	---

## 火力発電設備に関する再発防止対策の個別評価

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	I 意識面（しない風土）の対策	実施部署	火力部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (1) 火力部門技術者倫理研修の継続実施	実施対象	火力部門

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】
①新入社員教育	4月	○実施率 [研修実施回数/計画回数]
②B級認定対象者教育	12月～3月	○実施率 [研修実施回数/計画回数]
③管理者危機管理研修対象者教育	8月～3月	○実施率 [研修実施回数/計画回数]
		○完了：100% [1/1回] ・実施日：4/17 ・対象：火力部門の全新入社員 ・受講者人数：56名 ・内容：技術者倫理の基礎知識，過去の当社火力発電所における重大事故 など
		○完了：100% [3/3回] ・実施日：12/11, 1/30, 2/6 ・対象：技能認定B級受験者 ・受講者人数：57名 ・内容：技術者としての責任，技術者倫理の概要，技術者倫理に関する社会的動向，ケースメソッドの意義 など
		○完了：100% [6/6回] ・実施日：8/26, 9/18, 10/2, 12/2, 3/3, 3/17 ・対象：当直長，副当直長 ・受講者人数：87名 ・内容：技術者倫理に関する社会的動向，技術者倫理の必要性に関する気付き，技術者倫理の指導に関するケースメソッドおよびロールプレイ など
		評価 完了

実効性 評価方法	○対象者アンケート（理解度） ①研修の理解度 ②研修による意識の高まり	実効性 評価結果	○アンケート結果は以下のとおり。 ①理解度プラス評価：97% →研修内容は，十分理解されている。 ②意識プラス評価：85% →研修により意識が深まっている。	評価	有効
-------------	---	-------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから，完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば，研修の理解度，研修による意識の高まりについての評価が高い水準にあることから，有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○技術者倫理意識が研修により深まっており，十分な効果があったと評価する。すでに教育の力りキュラムの一部として取り込まれており，日常業務として取り組んでいく。	総合評価	A
---------------------	--	------	---

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	I 意識面（しない風土）の対策		実施部署	火力部
実施項目	1 企業倫理定着活動の充実 (2) 保安教育の継続実施		実施対象	火力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①教育資料の作成	5月～	○教育資料の作成完了	○完了：7月（保安規程詳細）作成済み	
②教育の実施	随時	—	○マニュアルに基づき随時実施中 火力部門の社員として必要とされる電気事業法に関わる教育を、原則として全員に対して各職場で展開実施	
			評価	完了
実効性 評価方法	○部門アンケート（理解度） 教育の理解度	実効性 評価結果	○理解度プラス評価：98% →教育内容は理解されている。	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、教育の理解度が高い水準にあることから、有効であると評価する。			評価 有効
総合評価 及び 今後の取組	○教育内容は十分理解されており、有効であったと評価する。すでにマニュアル化されていることから、今後も日常業務として取り組んでいく。取り組みにあたっては、実事例を加えるなど教育内容の充実を図る。			総合評価 A

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	I 意識面（しない風土）の対策		実施部署	火力部
実施項目	2 トップマネジメントによる意識付けの継続実施		実施対象	火力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①火力部長による発電所巡回	適宜	○実施完了	○完了：2巡回 ・実施期間1回目：5/20～6/23 2回目：7/2～8/11 ・巡回箇所：3火力事業所，4火力建設所， 15火力発電所	
②経営層店所巡回	適宜	○実施完了	○完了：1巡回 ・実施期間：8/6～12/25 ・巡回箇所：火力事業所，火力建設所，火力発電所 を延べ44箇所	
			評価	完了
実効性 評価方法	○部門アンケート（有効度） 意識付けとしての有効度	実効性 評価結果	○有効度プラス評価：96% →意識の向上に役立っている。	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたため，完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば，意識付けとしての有効度に対する評価が高い水準にあることから，有効と評価する。			評価 有効
総合評価 及び 今後の取組	○意識付けとして有効な取り組みであったと評価する。今後も日常業務として取り組んでいく。			総合評価 A

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策		実施部署	火力部
実施項目	1 ラインによるチェック機能を強化するための管理者研修の追加実施		実施対象	火力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
○研修の追加実施	6月	○研修実施率 [研修実施人数/計画人数]	○完了：100% [34人 / 34人] ・実施日：7/29, 8/27, 9/18, 11/17  ※補足 同職種の管理者（GM）が、同様に抱える共通のリスクとその対応方法を、「日常の業務をミス、トラブル、取りこぼし等のヒューマンエラーがないよう正確に運用すること」の強化に重点を置き、ディスカッションを主体とした研修を実施した。	
			評価	完了
実効性 評価方法	○対象者アンケート（理解度） ①研修の理解度 ②研修の有効度	実効性 評価結果	○アンケート結果は以下のとおり。 ①理解度プラス評価：94% →研修内容は、十分理解されている。 ②有効度プラス評価：97% →チェックポイントの明確化に有効	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、研修の理解度、研修の有効度に対する評価が高いことから、有効であると評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○方策が確実に実施され、日常の業務をミス、トラブル、取りこぼし等のヒューマンエラーがないよう正確に運用するためのチェックポイントの明確化に有効であったと評価する。今後は、その結果を現場での日常業務へフィードバックし、ヒューマンエラーの低減を図る。		総合評価	A

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策		実施部署	火力部
実施項目	1 業務の集中見直しの継続実施 「業務総点検」の継続実施		実施対象	火力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①各グループにおける業務総点検の実施	7月	—	○実施済み 【実施内容】 グループ討議により各グループの業務に潜むリスクを洗い出し、現状の対策の評価を行い、対策が不十分なものは改善策を検討し実施  ○集約済み 火力部門約2,700人の業務総点検により、延べ13,000件のリスクが洗い出され、延べ約2,000件の改善策が提案された。  ○9/16報告済み 全社Ⅲ-2-①業務の点検月間とあわせ再発防止対策検討部会へ報告を実施  ○完了：2/17報告済み 全社Ⅲ-2-①業務の点検月間とあわせ再発防止対策検討部会へ最終報告を実施	
②点検結果の集約	8月	—		
③再発防止対策検討部会等への中間報告	9月	—		
④討議結果の最終報告	2月	○最終報告完了		
			評価	完了
実効性 評価方法	○社員意識調査アンケート（実施方法、効果に関する評価）（全社Ⅲ-2-①業務の点検月間と同じ）  Q23. 実施方法に関する評価 Q24. 効果に関する評価	実効性 評価結果	○アンケート結果は以下のとおり。 Q23実施方法プラス評価：83% →実施方法の評価は良好  Q24効果プラス評価：79% →効果の評価は良好	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、実施方法に対する評価、効果に対する評価が高い水準にあることから、有効と評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○多くのリスクに対する改善策があげられており、その効果についても評価が良好で、有効であったと評価する。変化する社会情勢、事業環境を考慮しながら、今後も継続して取り組んでいく。		総合評価	A

【火力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅲ 仕組み面（言い出す仕組み）の対策		実施部署	火力部
実施項目	3 店所サポートの継続実施 (2) 法令・技術サポートの継続		実施対象	火力部門
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①自主保安掲示板を活用した法令改正情報の周知及び対応	随時	—	○周知内容例： ・6月：溶接関係通達 （溶接事業者検査ガイド、安管審指針） ・11月：電気設備の技術基準改正 ・1月：省令50条第2項の解釈適用の考え方	
②自主保安情報連絡会の開催	6月, 12月	○連絡会の実施率 [実施回数/計画回数]	○完了：100% [2/2] ・6/11, 2/17開催済み ○情報共有や諸課題を検討する場として活用	
③技術指針の周知活動の実施	4月～	○説明会の実施率 [実施回数/計画回数]	○完了：100% [10/10] ・技術指針の説明会実施：9/18～11/18 ○4月技術指針をイントラネットに掲載し、周知	
④トラブル分析と今後の対策立案と実施	5月提案	—	○5月 分析結果と対策方針を立案 ○6～7月 全火力事業所及び発電所へ説明	
			評価	完了
実効性 評価方法	○部門アンケート（有効度） ①掲示板の有効度 ②技術指針説明会の理解度	実効性 評価結果	○アンケート結果は以下のとおり。 ①有効度プラス評価：99% →掲示板は有効に機能している。 ②理解度プラス評価：93% →受講者の理解度は良好	評価 有効
監査結果	○アクションプランが実施されたことが確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○アンケート結果によれば、掲示板の有効度に対する評価、技術指針説明会の理解度が高い水準にあることから、自主保安掲示板、技術指針の周知活動の実施は有効であると評価する。		評価	有効
総合評価 及び 今後の取組	○自主保安掲示板、自主保安情報連絡会といった法令に関するサポート、及び技術指針の周知活動やトラブル分析といった技術に関するサポートがともに有効であると評価する。今後も日常業務として取り組んでいく。		総合評価	A

## 原子力発電設備に関する再発防止対策の個別評価

## 【原子力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	意識面（しない風土）の対策		実施部署	原子力運営管理部	
実施項目	1 企業協議会の活用 ・企業協議会を通じて協力企業から意見を吸い上げる環境の整備		実施対象	企業協議会	
アクションプラン			実施状況評価結果（実績）		
	【実施時期】	【実施完了基準】			
協力企業からの意見を吸い上げる環境の再構築案（企業協議会との定例的な情報交換の実施など）の策定	平成19年度	再構築案の実施状況評価	平成19年度に再構築案を策定完了（再構築案） ・企業協議会との情報交換を目的とした定期的な打合せ開催 ・原子力発電所間の情報交換を目的とした定期的な打合せ開催		
上記再構築案の実施状況について評価	9月		再構築案の実施状況について評価を行い、問題がないことを確認（9月）  <実績> ・企業協議会との定期的な打合せ 福島：3回、新潟：2回 ・原子力発電所間の情報交換のための定期的な打合せ：2回		
			評価	完了	
実効性評価方法	再構築した企業協議会における協力企業からの意見を吸い上げる仕組み・方策が有効に機能しているか確認する。	実効性評価結果	9月の評価では、協力企業からの意見を吸い上げる環境の再構築案である次の取り組みが、確実に実施されていることを確認した。 ・企業協議会との情報交換を目的とした定期的な打合せ開催 ・原子力発電所間の情報交換を目的とした定期的な打合せ開催  なお、8月に実施した協力企業へのアンケートによると「よろず相談窓口」の認知率は、福島では57% 69%となり、12ポイント向上した。一方、柏崎刈羽は約80%から約65%まで低下したが、新規入構作業者を大量に抱えていたためであり、これまで実施してきた「よろず相談窓口」の認知度向上への取り組みは有効であったと評価する。	評価	有効
監査結果	アクションプランが実施・運用されていることから、完了しているものと判断する。対策が定着することにより、効果が期待できることから有効であると評価する。		評価	有効	
総合評価及び今後の取組	アクションプランが的確に実施され効果が確認された。今後も、企業協議会との連携を通じて、協力企業から意見を吸い上げる取り組みを継続して実施し、品質マネジメントシステムの中で管理する。		総合評価	A	

## 【原子力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	環境部・火力部 原子力設備管理部 各原子力発電所
実施項目	1 取放水温度管理データの公開 取放水温度差の管理方針及び公表方針の確立	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)			
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①取放水温度差データの管理方針及び公表方法を確立	福島第一： 福島第二： 平成19年度 柏崎刈羽： 6月	○取放水温度管理データの公開 ○年間の測定結果を踏まえた評価の実施		
②取放水温度管理データの公開	福島第一： 福島第二： 4月 柏崎刈羽： 10月	○管理方針の確立完了 ・福島第一・福島第二：平成19年度 ・柏崎刈羽：6月		
③年間の測定結果を踏まえた評価	平成20年度	○取放水温度管理データの公表方針を策定し、当社インターネットHP（発電所ページ）でデータを公開開始 ・福島第一、福島第二：4月 ・柏崎刈羽：10月		
		○年間の測定結果を踏まえた評価を実施し、管理方針及び公表方法の問題はないことを評価完了（2月）		
			評価	完了

実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	○計画したアクションプランが着実に実施されたことにより当初目的が達成されていると評価する。	評価	有効
-------------	---------------------------------	-------------	---	----	----

監査結果	○アクションプランが実施されたことを確認できたことから、完了しているものと判断する。 ○データを公開することにより、地域の方々の安心につながることから、有効と評価する。	評価	有効
------	---	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○アクションプランが的確に実施された。 ○今後も、引き続き取放水温度管理データの管理・インターネットHP上での公開を継続し、品質マネジメントシステムの中で管理する。	総合評価	A
---------------------	---	------	---

【原子力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	原子力設備管理部
実施項目	2 プロセス計算機からの海水温度補正項の削除	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
○福島第一4号機のプロセス計算機からの海水温度補正項の削除  ※福島第一4号機以外は平成19年度に完了	7月	○福島第一4号機のプロセス計算機からの海水温度補正項の削除	○福島第一4号機のプロセス計算機からの海水温度補正項の削除を実施済（7月）	評価 完了

実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	○計画したアクションプランが着実に実施されたことにより当初目的が達成されていると評価する。	評価 有効
-------------	---------------------------------	-------------	---	----------

監査結果	○福島第一4号機の工事完了をもって、全対象プラントにおける工事が完了したことを確認した。 ○補正項を削除することでデータ改ざんの防止につながることから、有効と評価する。	評価 有効
------	---	----------

総合評価 及び 今後の取組	○プロセス計算機からの海水温度補正項の削除は、福島第一4号機をもって全対象プラント分を実施完了した。 ○再発防止対策としては完了とする。	総合評価 A
---------------------	---	-----------

## 【原子力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	原子力運営管理部
実施項目	3 位置付け・管理方法が明確でないデータの洗い出し	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)			
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①位置付け・管理方針が明確でないデータの洗い出し、対応方針の決定	平成19年度	○放出管理について、対応方針のマニュアルへの反映		
②放出管理について、対応方針のマニュアルへの反映	7月	○抽出された次の4項目のうち a, b, cについては平成19年度に対応完了 a) 工認・使用前検査の相談体制の明確化 b) ラドウェスト運転管理の本店カウンターパートの明確化 c) 福島第一電力積算計の計器校正 d) 放出管理（スチームドレン等）  ○d) 放出管理について、対応方針(*)をマニュアルに反映済（7月）  *対応方針 〈スチームドレンの測定〉 ・スチームドレンの放出時に放射能（ $\gamma$ 線核種）を測定すること 〈放出管理に係る検出限界値〉 ・検出限界値は指針の測定下限濃度を満足する測定を行うこと		
			評価	完了

実効性 評価方法	決定した管理方針がマニュアルに反映され、マニュアルに基づく運用が確実に行われていることを確認	実効性 評価結果	○d) 放出管理について、対応方針を策定し、その内容を「放射性液体気体廃棄物管理マニュアル」へ反映した。 ○マニュアルへの反映後、当該事例に関する不適合が発生していないことを確認し、マニュアルに基づく運用が確実に行われていると判断できるため有効であると評価する。	評価	有効
-------------	--	-------------	--	----	----

監査結果	○アクションプランが実施・運用されていることを確認できたことから、完了と判断する。 ○当該マニュアルに関する不適合が発生していないことから、有効であると評価する。	評価	有効
------	--	----	----

総合評価 及び 今後の取組	○改定したマニュアルに基づく運用が確実に行われており、効果も期待できることから有効と評価。 ○d) 放出管理については、今後も、「放射性液体気体廃棄物管理マニュアル」に基づき運用を継続し、品質マネジメントシステムの中で管理する。 ○洗い出された4項目すべてについての対応が完了したため、本再発防止対策は完了とする。	総合 評価	A
---------------------	---	----------	---

【原子力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	Ⅱ 仕組み面（させない仕組み）の対策	実施部署	原子力設備管理部
実施項目	4 制御棒自然引き抜けの防止	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
①制御棒駆動水系冷却水 差圧高/低の警報分離  ②制御棒駆動水系冷却水の差圧 が高くなった場合に制御棒駆 動水系ポンプをトリップさせ 差圧を下げるインターロック の新規採用	各プラントの 定期検査時	○対策工事の実施完了 ・平成21年度末までに全プラ ントで対策工事完了予定（柏崎 刈羽を除く）	
		○制御棒駆動水系冷却水差圧高/低警報分離： ・福島第一，福島第二では対策工事実施完了 ・柏崎刈羽（対象号機は1～5号機）では，起動ま でに実施予定  ○インターロックの新規採用： ・福島第二，3号機では対策工事実施完了 ・福島第一・福島第二のその他のプラントでは各定期 検査に合わせ対策工事を実施していく ・柏崎刈羽（対象号機は1～5号機）では，起動ま でに実施予定	
			評価 一部を除き完了

実効性 評価方法	○指示文書に基づき確実に対策工事 が行われていることを確認 ○制御棒引き抜け事象の発生件数を 確認	実効性 評価結果	○「①制御棒駆動水系冷却水差圧高/低警報分離」 については柏崎刈羽を除き対策完了 ○「②インターロックの新規採用」については，各 プラントで定期検査に合わせて，順次，対策工事 を実施しており，福島第二2，3号機においては 対策工事が完了している。 ○対策工事実施済のプラントを含め，制御棒引き抜 け事象は発生しておらず，制御棒引き抜けによる 臨界事象の防止という観点から有効であると判断 できる。	評価	有効 (一部判断でき ず)
-------------	--	-------------	---	----	---------------------

監査結果	○定期検査に合わせ，順次アクションプランが実施されており，警報表示の「高」・「低」分離と新 たなインターロックの採用により，制御棒駆動水系冷却水差圧高発生時の対応の迅速化が図られ， 制御棒引き抜け防止につながることから，有効であると評価する。 ○なお，未実施のプラントについては，平成21年度も引き続き監視する。	評価	有効 (要監視)
------	---	----	-------------

総合評価 及び 今後の取組	○当該プラントの定期検査に合わせて対策工事を実施しており計画的に進められている。（「①制御 棒駆動水系冷却水差圧高/低警報分離」については福島第一，第二において完了。）また，既に対 策工事実施済のプラントを含め，制御棒引き抜け事象は発生していないことから，有効と判断す る。 ○但し，柏崎刈羽については中越沖地震の復旧対応を優先しており，まだ実施に至っていない。 ○なお，今後も引き続き計画的に対策工事を実施することとし，品質マネジメントシステムの中で管 理する。	総合評価	B
---------------------	--	------	---

## 【原子力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	F 電事連大で展開する対策		実施部署	原子力設備管理部 原子力・立地業務部
実施項目	1 組織風土評価の活用 日本原子力技術協会（JANTI）による組織風土評価を活用した改善策の検討・実施		実施対象	各原子力発電所
アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)	
	【実施時期】	【実施完了基準】		
① JANTIによる福島第一・福島第二を対象とした改善等のコンサルティングの実施	福島第一：8月～12月 福島第二：5月～10月	○JANTIによる組織風土評価結果を活用した改善策の検討・実施	○JANTIによる改善等のコンサルティング（*）を実施完了 福島第一：8月～12月 （JANTIからの報告12月） 福島第二：5月～10月 （JANTIからの報告10月）	
② 上記結果に基づく改善策の検討・実施	福島第一：順次 福島第二：順次		○上記コンサルティング結果に基づき、改善策を検討中（福島第二では改善策を検討済） 改善策の実施については、平成21年度とする。  ○柏崎刈羽においても、福島第一・福島第二の結果を踏まえて改善策を検討・実施する予定  * JANTIによる改善等のコンサルティング ・アンケート調査と現場診断から構成され、安全文化の醸成状況をアンケート調査により把握し、その結果を基にした現場診断の結果から具体的問題点を把握することを目的に実施される。	
			評価	一部を除き完了
実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	○JANTIによるコンサルティングの報告に基づき、実施結果の評価、改善策の検討を実施中であり、平成21年度も継続して実施する。	評価 現段階では判断できず
監査結果	○今後、計画通りに進捗すれば当初の目的が達成され则认为が、JANTIの評価結果に基づく改善策を検討中であり、実効性の評価は現時点ではできないため、平成21年度も引き続き監視する。			評価 現段階では判断できず
総合評価 及び 今後の取組	○JANTIによるコンサルティングが実施（福島第一：12月、福島第二：10月）された。各発電所にて、JANTIからの報告に基づき実施結果の評価、改善策の検討を実施中である。各発電所では平成21年度から改善策を実施する予定。今後、改善策が実施されることで有効性が期待できるものと評価する。 ○今後も、引き続き改善策の検討、実施を行うこととし、品質マネジメントシステムの中で管理する。			総合評価 B

## 【原子力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	N 経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画	実施部署	原子力運営管理部
実施項目	1 直近の定期検査における特別な検査の実施	実施対象	柏崎刈羽1号機 福島第一3号機 福島第二4号機

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)			
	【実施時期】	【実施完了基準】		
①柏崎刈羽1号機：特別な検査の実施	平成19年 5月～	○特別な検査の受検終了	○新潟県中越沖地震のため中断中  ○平成19年度終了  ○5月終了	
②福島第一3号機：特別な検査の実施	平成19年度			
③福島第二4号機：特別な検査の実施	2月～5月			
			評価	国からの指導に基づき実施中

実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	—	評価	—
-------------	---------------------------------	-------------	---	----	---

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価 及び 今後の取組	○新潟県中越沖地震のため、柏崎刈羽1号機の特別な検査が中断している。 ○今後、国からの指導に基づき実施する。	総合評価	—
---------------------	---	------	---

【原子力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	N 経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画	実施部署	原子力運営管理部
実施項目	2 検査制度見直しの一部先行実施および充実	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン	実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】	
①原子炉の起動・停止の操作時に行う保安検査への対応	適宜	—	○原子炉の起動・停止操作時に保安検査を受検している。(平成19年度から実施)
②保全計画書にプラント停止時の安全管理を記載することへの対応	適宜	○新検査制度の省令に基づく運用の開始	○当該の内容を含む新検査制度の省令が、平成20年8月29日公布、平成21年1月1日に施行 ○平成21年4月1日以降開始の定期検査から適用開始・平成21年1月に福島第一2号機、平成21年3月に福島第二4号機の保全計画書を策定し国に届出
③保全計画書に定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動を記載することへの対応	適宜		
④(国)プロセス確認型定期検査の徹底のため、定期検査執務要領の改訂	—		
⑤保守管理規程(JEAC4209)等の民間規格の整備への対応	—	—	○—(当該規程等に対応する学会・協会の対応事項)
⑥運転上の制約の逸脱が発生した場合の国への通報	適宜	—	○適宜、運転上の制約の逸脱が発生した場合に国へ通報を実施(平成19年度から実施)
			評価 完了

実効性評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性評価結果	—	評価	—
---------	---------------------------------	---------	---	----	---

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価及び今後の取組	○再発防止対策は完了。今後は日常業務に定着化させ、管理する。	総合評価	—
-------------	--------------------------------	------	---

【原子力】再発防止対策の実施状況及び実効性の評価

区分	N 経済産業省指示事項（30項目）に対する行動計画	実施部署	原子力設備管理部
実施項目	3 運転データ情報の監視	実施対象	各原子力発電所

アクションプラン			実施状況評価結果 (実績)		
	【実施時期】	【実施完了基準】			
①運転データの保安検査官事務所への伝送仕様検討（計測制御設備、プロコン改造等）	4月～6月	○新規伝送項目を含む運転データの保安検査官事務所への伝送	○設備改造、工事に関する仕様および工程の検討完了（8月）  ○全プラントの運転データを国のERSSシステムへ伝送するための当社側準備を完了（10月） 福島第一：10月より伝送開始 福島第二、柏崎刈羽：2月より伝送開始  ○全プラントにおいて、平成21年4月より本格運用を開始 但し、新規伝送項目（放水口モニタデータ）は各プラントにて順次工事を実施し伝送する。 （工事は平成21年度末（予定）までに実施）  ※ERSSシステム：緊急時対策支援システム ERSS: Emergency Response Support System		
②運転データの保安検査官事務所への伝送仕様検討（社内・外伝送ネットワーク）	4月～6月				
③運転データの保安検査官事務所への伝送（新規伝送項目は順次工事を実施後伝送）	7月以降順次				
			評価	国からの指導に基づき実施中	

実効性 評価方法	アクションプランを実施することにより、当初の目的が達成される。	実効性 評価結果	—	評価	—
-------------	---------------------------------	-------------	---	----	---

監査結果	—	評価	—
------	---	----	---

総合評価 及び 今後の取組	○国からの指導に基づき実施中。 ○全プラントにおいて、本格運用を平成21年4月から開始。 ○但し、新規伝送項目（放水口モニタデータ）は各プラントにて順次工事を実施し伝送する。 （工事は平成21年度末まで（予定）に実施）	総合評価	—
---------------------	--	------	---